

令和2年度国保「市町村標準保険料率」の算定結果について(概要)

令和2年1月17日
健康医療部健康推進室国民健康保険課

【算定結果概要（令和2年1月確定係数）】

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.05%	32,015円	33,785円	61万円
後期分	2.69%	9,358円	9,875円	19万円
介護分	2.66%	19,729円	0円	16万円

(参考：令和元年度)

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.57%	29,713円	31,799円	58万円
後期分	2.69%	9,249円	9,898円	19万円
介護分	2.58%	19,134円	0円	16万円

【算定の前提】

- 国から示された確定係数に基づき、算出した令和2年度保険料率である。

【主な算定条件（概要）】

- 府内全体に必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式
医療分・後期分：3方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割6：平等割4）
介護分：2方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成30年度からの追加公費のうち、普通調整交付金・特別調整交付金（子ども被保険者数及び経営努力分）・保険者努力支援制度（都道府県分）等を算入
（※激変緩和用暫定措置分、保険者努力支援制度（市町村分）等は算入しない）

【主な変動要因（概要）】

- 算定上の推計被保険者数 約186.6万人（▲約7.7万人）
- 算定上の医療費単年度伸び率 2.46%
- 算定上の1人当たり費用
（増要因）保険給付費の自然増（約9,900円）、保険料減免の増（約200円）
後期高齢者支援金及び介護納付金の増（約3,700円）
（減要因）国公費の増（約5,200円）

【保険料抑制のための工夫】

《統一保険料の抑制》

- 府2号繰入金を活用した府独自インセンティブ財源を活用（約16.8億円）
- 保険者努力支援制度（都道府県分）で交付される財源を活用（約25億円）
- 特別調整交付金（経営努力分）の都道府県分化による財源を活用（約3.4億円）

《個別激変緩和》

- 府1号繰入金を活用した府激変緩和措置財源の活用（約76.2億円）

【前提】

平成28年度からの一人当たり診療費の伸び率(推計)(単年度) 2.46%

【算定結果】

1 市町村標準保険料率(大阪府統一保険料率)

医療分			支援金分			介護分		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-

※市町村標準保険料率(統一保険料率)とは、都道府県内の保険料算定ルールにより、算定するもの(大阪府による激変緩和措置を講じる前の保険料率)。(医療分、支援金分は3方式(所得割、均等割、平等割)、介護分は2方式(所得割、均等割)で算出)

2 市町村標準保険料率

市町村名	医療分			支援金分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
大阪市	8.85%	31,306円	33,037円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
堺市	8.25%	29,196円	30,811円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
岸和田市	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
豊中市	7.97%	28,199円	29,759円	2.69%	9,358円	9,875円	2.63%	19,554円	-
池田市	8.66%	30,652円	32,347円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
吹田市	8.46%	29,914円	31,568円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
泉大津市	8.47%	29,975円	31,633円	2.61%	9,076円	9,578円	2.54%	18,831円	-
高槻市	8.06%	28,523円	30,101円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
貝塚市	8.33%	29,487円	31,118円	2.50%	8,691円	9,172円	2.44%	18,091円	-
守口市	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
枚方市	7.83%	27,701円	29,233円	2.69%	9,358円	9,875円	2.54%	18,883円	-
茨木市	8.21%	29,037円	30,642円	2.69%	9,358円	9,875円	2.61%	19,345円	-
八尾市	8.50%	30,057円	31,719円	2.65%	9,215円	9,725円	2.52%	18,684円	-
泉佐野市	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
富田林市	8.76%	30,979円	32,692円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
寝屋川市	8.03%	28,412円	29,983円	2.69%	9,358円	9,875円	2.54%	18,827円	-
河内長野市	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
松原市	8.74%	30,932円	32,643円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
大東市	8.50%	30,078円	31,741円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
和泉市	8.36%	29,569円	31,204円	2.69%	9,358円	9,875円	2.53%	18,752円	-
箕面市	8.66%	30,637円	32,331円	2.69%	9,358円	9,875円	2.27%	16,884円	-
柏原市	8.76%	30,984円	32,698円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
羽曳野市	8.02%	28,383円	29,953円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
門真市	8.05%	28,489円	30,065円	2.69%	9,358円	9,875円	2.54%	18,848円	-
摂津市	8.69%	30,759円	32,460円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
高石市	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
藤井寺市	8.80%	31,136円	32,857円	2.69%	9,358円	9,875円	2.63%	19,534円	-
東大阪市	8.59%	30,396円	32,077円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
泉南市	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
四條畷市	8.14%	28,807円	30,400円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
交野市	8.23%	29,120円	30,730円	2.69%	9,339円	9,855円	2.66%	19,729円	-
島本町	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
豊能町	8.67%	30,674円	32,371円	2.69%	9,358円	9,875円	2.59%	19,204円	-
能勢町	8.58%	30,366円	32,045円	2.69%	9,358円	9,875円	2.20%	16,329円	-
忠岡町	8.60%	30,417円	32,099円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
熊取町	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
田尻町	8.33%	29,469円	31,099円	2.69%	9,358円	9,875円	2.51%	18,604円	-
阪南市	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
岬町	8.62%	30,500円	32,187円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
太子町	8.01%	28,351円	29,919円	2.66%	9,266円	9,778円	2.57%	19,065円	-
河南町	8.88%	31,407円	33,143円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
千早赤阪村	7.70%	27,224円	28,729円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
大阪狭山市	8.33%	29,452円	31,081円	2.69%	9,358円	9,875円	2.60%	19,305円	-

※市町村標準保険料率とは、都道府県内の保険料算定ルールにより、算定するもの(大阪府による激変緩和措置を講じた後の保険料率)。

(医療分、支援金分は3方式(所得割、均等割、平等割)、介護分は2方式(所得割、均等割)で算出)

※6年間の激変緩和措置期間については、実際に各市町村が賦課する際の保険料率は、この保険料率と異なる場合がある。

※平成28年度保険料収納必要額(決算ベース(繰入なし))と令和2年度保険料収納必要額(繰入なし)を比べ、一人当たり保険料額が上昇する市町村には、保険料の各区分(医療分・支援金分・介護分)ごとで激変緩和措置を講じている。

3 都道府県標準保険料率

医療分		支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
8.62%	50,385円	2.71%	15,574円	2.65%	19,508円

※都道府県標準保険料率とは、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県比較を行うもの。

(2方式(所得割、均等割)で算出)

※大阪府による激変緩和措置を講じた後の保険料率。

市町村別一人あたり保険料(統一保険料率)比較

資料3

一人当たり保険料額の比較

市町村名	令和元年度 保険料収納必要額	令和2年度 保険料収納必要額 【仮算定】	令和2年度 保険料収納必要額 【本算定】	令和元年度 保険料収納必要額 と 今回算定との差額	伸び率(%)	令和2年度 保険料収納必要額 (激変緩和額反映後)	令和元年度 保険料収納必要額 と 今回算定 (激変緩和額反映後) との差額	令和2年度 保険料収納必要額 激変緩和額反映前 と 激変緩和額反映後 との差額	軽減率(%)
	A		B	B-A	(B-A)/A	C	C-A	C-B	(C-B)/B
府内全体・平均	139,669	147,831	148,247	8,578	6.14%	142,844	3,175	▲ 5,403	▲ 3.64%
1 大阪市	135,118	143,408	143,745	8,627	6.38%	141,826	6,708	▲ 1,919	▲ 1.34%
2 堺市	133,668	145,474	145,933	12,265	9.18%	138,151	4,483	▲ 7,782	▲ 5.33%
3 岸和田市	137,164	145,336	145,751	8,587	6.26%	145,751	8,587	0	0.00%
4 豊中市	152,770	159,815	160,261	7,491	4.90%	148,397	▲ 4,373	▲ 11,864	▲ 7.40%
5 池田市	146,956	159,850	160,292	13,336	9.07%	156,145	9,189	▲ 4,147	▲ 2.59%
6 吹田市	151,643	160,851	161,272	9,629	6.35%	154,867	3,225	▲ 6,404	▲ 3.97%
7 泉大津市	136,424	144,220	144,558	8,134	5.96%	136,786	363	▲ 7,771	▲ 5.38%
8 高槻市	149,732	155,984	156,480	6,748	4.51%	146,102	▲ 3,630	▲ 10,378	▲ 6.63%
9 貝塚市	137,778	144,353	144,780	7,002	5.08%	133,418	▲ 4,360	▲ 11,362	▲ 7.85%
10 守口市	136,417	144,181	144,787	8,370	6.14%	144,787	8,370	0	0.00%
11 枚方市	142,494	149,798	150,215	7,722	5.42%	136,566	▲ 5,927	▲ 13,649	▲ 9.09%
12 茨木市	153,363	160,492	160,938	7,575	4.94%	151,182	▲ 2,180	▲ 9,755	▲ 6.06%
13 八尾市	143,373	150,187	150,621	7,248	5.06%	142,902	▲ 471	▲ 7,719	▲ 5.12%
14 泉佐野市	138,052	145,862	146,403	8,351	6.05%	146,403	8,351	0	0.00%
15 富田林市	140,666	149,295	149,216	8,550	6.08%	146,291	5,625	▲ 2,925	▲ 1.96%
16 寝屋川市	131,588	140,608	141,052	9,465	7.19%	130,069	▲ 1,518	▲ 10,983	▲ 7.79%
17 河内長野市	146,676	152,262	152,711	6,035	4.11%	152,711	6,035	0	0.00%
18 松原市	133,911	141,238	141,701	7,790	5.82%	138,825	4,915	▲ 2,876	▲ 2.03%
19 大東市	132,642	141,025	141,039	8,397	6.33%	135,931	3,289	▲ 5,108	▲ 3.62%
20 和泉市	143,373	150,967	151,306	7,933	5.53%	142,691	▲ 682	▲ 8,615	▲ 5.69%
21 箕面市	159,409	166,491	166,967	7,558	4.74%	157,350	▲ 2,058	▲ 9,617	▲ 5.76%
22 柏原市	140,795	148,959	149,390	8,595	6.10%	146,506	5,711	▲ 2,884	▲ 1.93%
23 羽曳野市	138,864	146,366	146,838	7,974	5.74%	136,840	▲ 2,024	▲ 9,998	▲ 6.81%
24 門真市	136,721	144,383	144,875	8,153	5.96%	133,862	▲ 2,860	▲ 11,013	▲ 7.60%
25 摂津市	149,143	156,444	157,218	8,075	5.41%	153,524	4,380	▲ 3,694	▲ 2.35%
26 高石市	136,972	147,342	147,952	10,981	8.02%	147,952	10,981	0	0.00%
27 藤井寺市	133,563	142,497	143,095	9,532	7.14%	140,417	6,854	▲ 2,678	▲ 1.87%
28 東大阪市	139,690	146,320	146,957	7,267	5.20%	142,493	2,802	▲ 4,465	▲ 3.04%
29 泉南市	120,750	126,084	126,582	5,831	4.83%	126,582	5,831	0	0.00%
30 四條畷市	140,153	148,198	148,828	8,675	6.19%	139,888	▲ 265	▲ 8,940	▲ 6.01%
31 交野市	151,865	159,777	160,332	8,467	5.58%	151,469	▲ 396	▲ 8,863	▲ 5.53%
32 島本町	155,935	161,631	161,982	6,047	3.88%	161,982	6,047	0	0.00%
33 豊能町	164,273	169,659	170,177	5,904	3.59%	164,867	594	▲ 5,310	▲ 3.12%
34 能勢町	141,513	146,686	147,430	5,917	4.18%	137,296	▲ 4,217	▲ 10,134	▲ 6.87%
35 忠岡町	134,859	142,706	142,988	8,130	6.03%	138,701	3,842	▲ 4,288	▲ 3.00%
36 熊取町	148,633	152,284	152,826	4,193	2.82%	152,826	4,193	0	0.00%
37 田尻町	134,414	140,819	141,190	6,776	5.04%	132,653	▲ 1,762	▲ 8,538	▲ 6.05%
38 阪南市	133,971	141,260	141,704	7,733	5.77%	141,704	7,733	0	0.00%
39 岬町	142,329	150,310	151,170	8,841	6.21%	146,820	4,491	▲ 4,351	▲ 2.88%
40 太子町	150,793	159,380	159,762	8,969	5.95%	147,279	▲ 3,514	▲ 12,484	▲ 7.81%
41 河南町	150,115	156,064	156,574	6,459	4.30%	154,784	4,669	▲ 1,790	▲ 1.14%
42 千早赤阪村	153,204	160,195	160,752	7,548	4.93%	146,161	▲ 7,042	▲ 14,591	▲ 9.08%
43 大阪狭山市	149,495	158,157	158,617	9,122	6.10%	150,220	725	▲ 8,397	▲ 5.29%

金額は、医療分、後期分、介護分の合計値

令和2年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果（概要）

【主な変動要因】

《保険料の主な増要素》

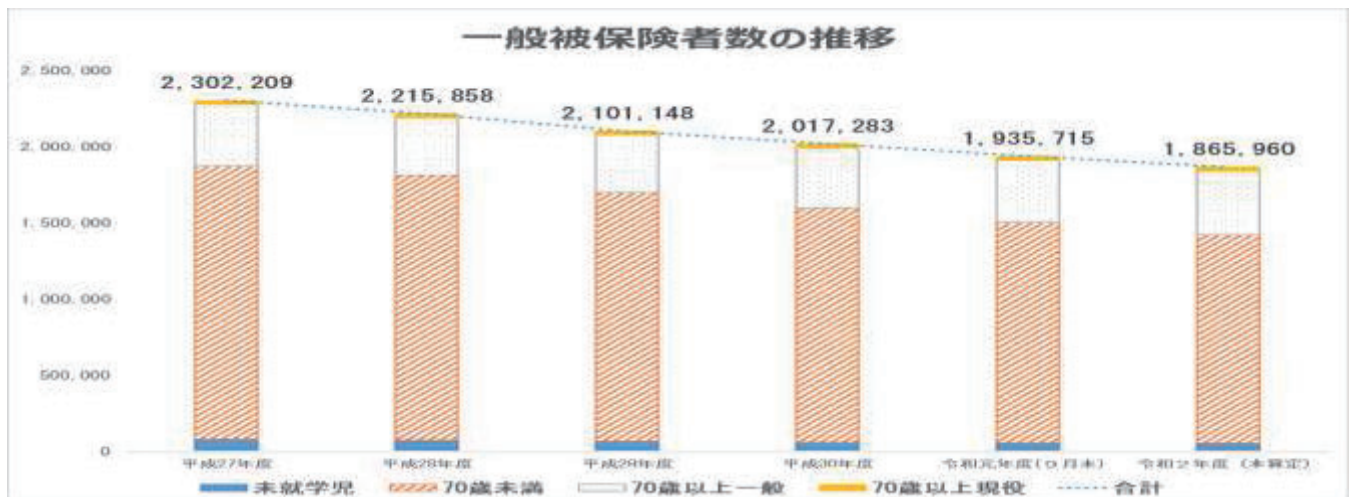
- ・ 保険給付費の増 【1人あたり約 9,900円】
- ・ 保険料減免の増 【1人あたり約 200円】
- ・ 後期高齢者支援金及び介護納付金の増 【1人あたり約 3,700円】

《保険料の主な減要素》

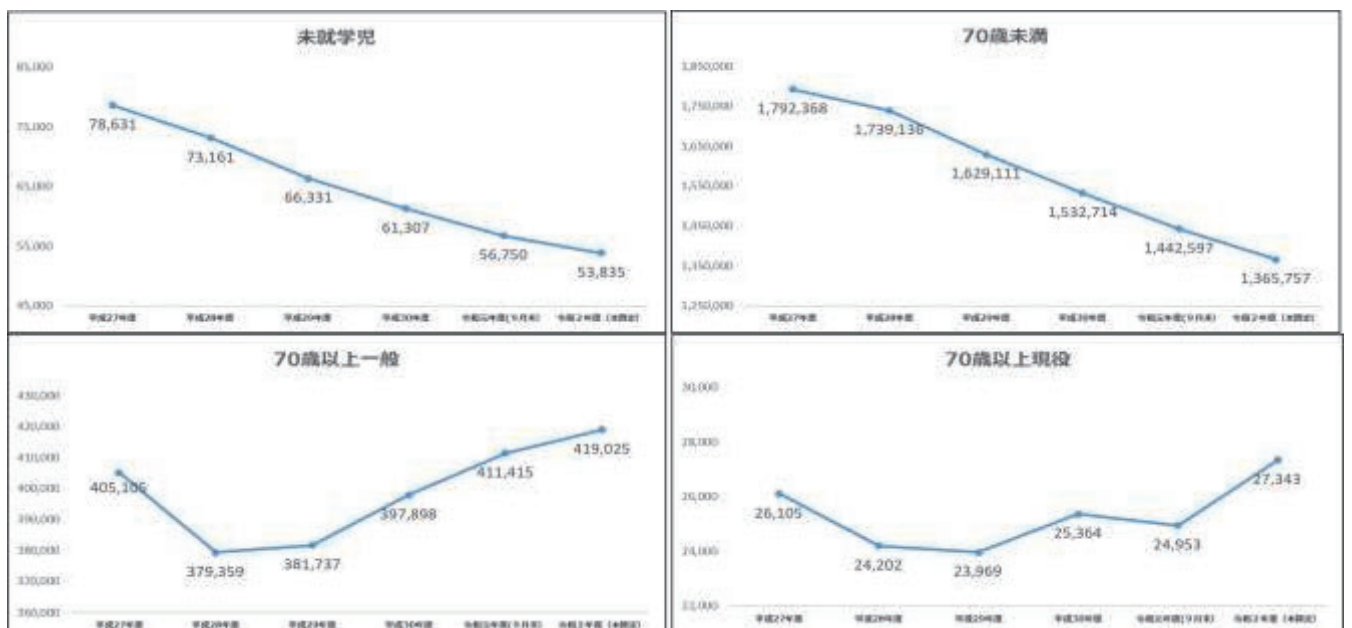
- ・ 国公費の増 【1人あたり約 5,200円】

《被保険者数》

○ 被保険者数について、社保の適用拡大等により、全国の傾向と同じく大阪府においても減少傾向にあり、令和元年度末にすべての団塊の世代（1947～49年生まれ）が、70歳に移行していることから、高齢者の割合が増加している。



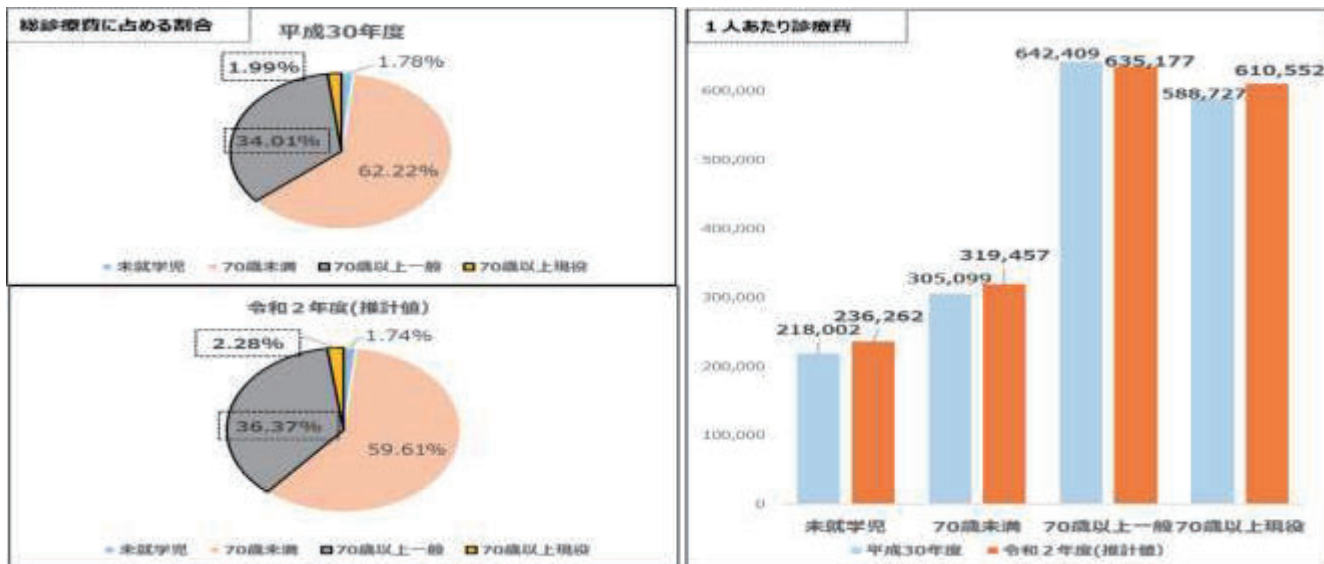
■被保険者数の比較 推計 186.5万人 令和元年度（9月末）時点から▲約6.9万人減、一方で70歳以上は+1万人増



◀ 保険給付費の増 ▶

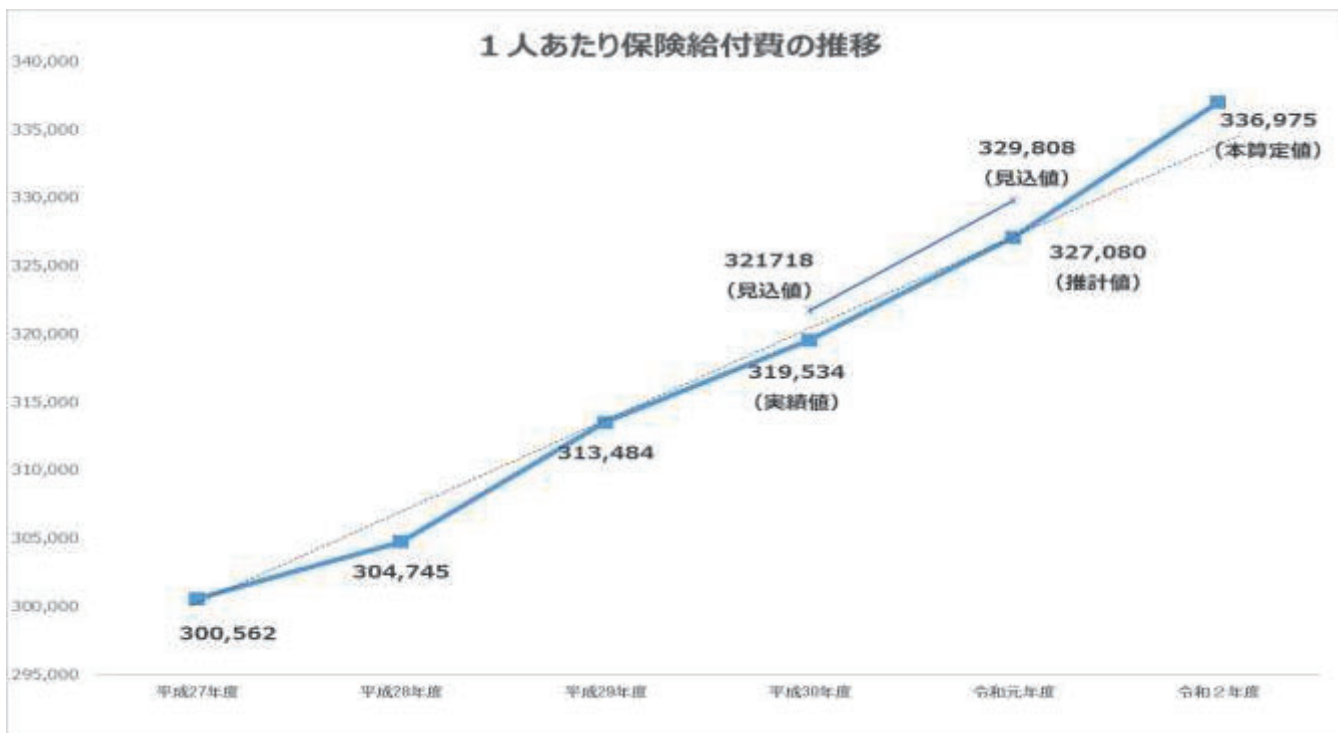
【診療費】

- 総診療費に占める70歳以上の割合が、36%から、38.65%と、約2.65%も増加しており、この世代の医療費単価が約2倍となっていることから、保険給付費の増は、高齢者の割合増加に伴う自然増によるものと考えられる。



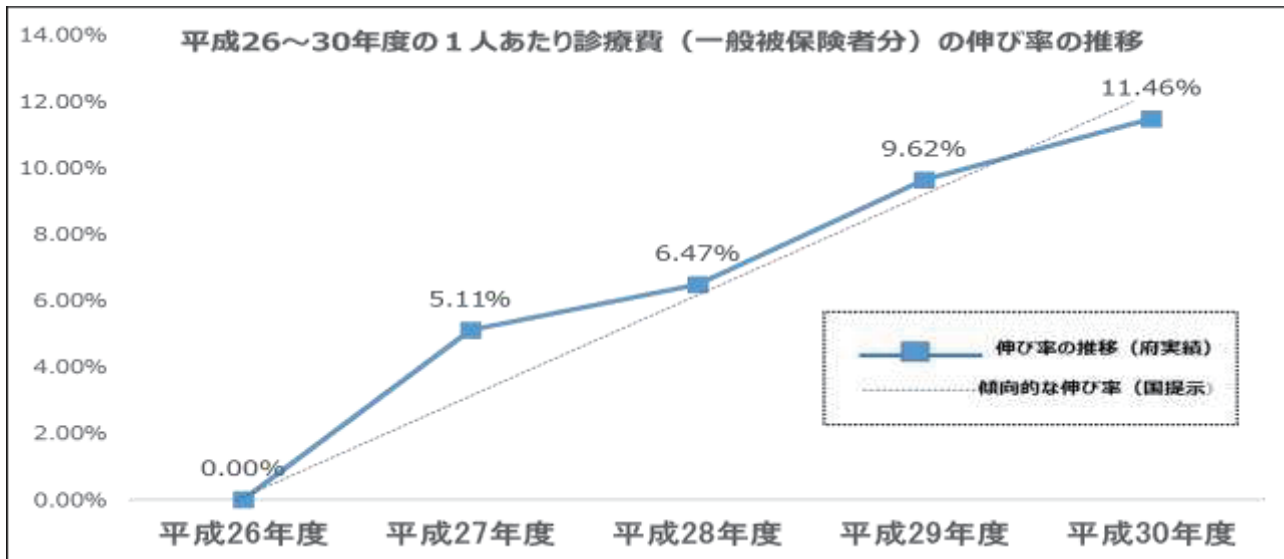
【国の推計方法ツールを活用】

- 過去2年間（推計値を含む）の伸び率により推計する方法により算定（国の推計ツールを活用）。結果、一人あたり医療費の平成28年度からの単年度伸び率は2.46%となり、一人あたり保険給付費は336,975円となった。



■ H30年度算定値 311,546円 ⇒ H30年度見込値 321,718円 (差+10,172円 約3.27%増)
 ⇒ H30年度実績値 319,534円 (差+7,988円 約2.56%増)

- なお、大阪府における直近4年間（平成26 - 30年度）の1人あたり診療費の伸び率の傾向は、国が示す全国的な伸び率と同じ傾向を示しており、今回の算定結果については、過大、過少なものではないと考えている。



《後期高齢者支援金及び介護納付金の増》

- 後期高齢者支援金は、高齢化の進展により1人あたりで約1,000円増えているもの。また、介護納付金においても全国的に介護給付費の増加傾向にあると考えられることから、1人あたりで約2,700円増えているもの。

《今後の対応方針》

【国への要望】

- 今後とも、大阪府としては、被保険者の負担を軽減し、新たな国民健康保険制度を安定的かつ円滑に運営する観点から、国に対して、必要な財源確保とともに、国民健康保険制度の構造的問題の抜本的解決に向け、医療保険制度の一本化の議論を進め、各医療保険制度間での保険料負担の格差是正を、引き続き、働きかけていく。

【医療費適正化等の推進】

- また、今後とも、医療費の増加が見込まれる中で、国民健康保険ヘルスアップ支援事業等により、特定健診・特定保健指導の実施率の向上など、市町村の取組みの底上げを促進しながら、健康づくり・医療費の適正化の取組みを進めていく。

- これらの取組み等を通じて、保険者努力支援制度のさらなる評価の獲得や、加えて、国において新設される予防・健康づくり支援交付金の獲得を目指すとともに、保険料率の計画的な乖離幅の縮小などの対応策を推進することで、被保険者の負担軽減につなげていく。

【次期大阪府国民健康保険運営方針の検討】

- さらに、制度改正以後の納付金算定の状況等を踏まえ、1人あたり保険料額上昇の抑制に向けた方策について、府と代表市町村等で構成される広域化調整会議の場等を通じて検討していく。

■各市町村の納付金額【一般被保険者分(介護は退職も含む)】

資料6
(単位：円)

大 阪 府	計	医療分 計	一般会社からの収入分				通年度の保険料 収納見込み (医療分)	支拂分 計	一般会社からの収入分				介護分 計	一般会社からの収入分						
			保険料(※)	保険者支拂制度 (医療分)	出展者一掃金 (法定外)	財政安定化 支拂事業 (医療分)			財政安定化 支拂事業 (所得)	財政安定化 支拂事業 (生保構成)	地方自治体 減額助成	通年度の保険料 収納見込み (医療分)		保険料(※)	保険者支拂制度 (支拂金)	通年度の保険料 収納見込み (支拂金分)	介護分	保険料(※)	保険者支拂制度 (介護分)	通年度の保険料 収納見込み (介護分)
堺市	25,466,014,329	18,548,733,724	15,215,952,116	1,244,547,594	132,359,771	1,151,061,390	185,750,136	220,500,114	61,076,859	132,429,805	5,022,993,170	4,463,273,662	447,866,883	95,815,761	111,740,925	1,896,297,435	1,703,104,441	134,900,736	58,292,258	
岸和田市	6,217,662,786	4,523,697,547	3,667,302,549	317,611,030	34,434,447	286,923,750	31,730,337	67,066,959	19,370,096	169,811,755	1,202,660,257	1,076,182,443	95,815,761	30,662,253	482,304,982	431,515,329	34,787,813	16,001,940		
豊中市	12,191,650,279	8,776,285,732	7,519,418,454	600,754,914	72,121,336	255,956,441	66,882,736	91,370,096	15,579,306	157,991,441	2,435,510,315	2,201,625,020	184,731,197	49,154,098	979,854,232	880,275,535	23,982,017	10,689,204		
池田市	3,211,659,362	2,311,394,062	1,950,681,189	154,090,311	16,144,000	84,864,751	0	78,551,518	15,579,306	198,796,895	648,548,989	571,907,709	53,184,943	23,456,337	250,722,311	222,215,535	17,887,517	10,689,204		
吹田市	10,260,904,762	7,349,826,856	6,392,255,525	504,661,444	47,149,257	49,071,250	78,551,518	79,338,967	19,122,633	44,195,794	2,105,520,186	1,864,011,420	177,886,530	63,622,136	805,557,220	708,738,010	63,954,017	32,865,693		
高槻市	2,242,704,031	1,627,629,576	1,314,896,208	122,041,012	16,486,000	96,863,750	0	103,818,620	90,257,258	218,786,471	440,088,656	385,477,630	45,282,056	9,228,970	174,985,299	154,706,406	14,083,667	6,195,746		
貝塚市	2,633,300,901	1,906,684,088	1,534,639,488	149,076,209	17,662,320	0	12,956,696	24,413,413	61,604,502	216,062,245	1,518,291,320	1,450,431,527	55,002,944	12,856,839	788,325,493	181,947,039	19,870,236	6,508,218		
守口市	4,614,272,279	3,370,421,912	2,576,396,738	234,039,753	36,823,993	332,574,250	0	15,925,321	38,534,560	136,128,697	868,992,993	755,545,965	69,250,249	44,196,779	374,857,374	322,769,199	30,591,313	21,496,862		
枚方市	12,087,160,296	8,801,574,166	7,217,654,590	615,630,274	77,343,623	473,548,780	110,119,482	83,814,986	22,346,431	214,874,358	2,417,874,358	2,118,354,471	214,455,716	85,064,171	867,711,772	764,321,250	62,698,287	40,692,235		
茨木市	7,995,496,148	5,741,806,693	5,015,634,586	359,215,713	39,944,000	32,752,500	80,783,875	51,079,726	162,964,493	1,640,368,323	1,470,209,999	1,272,424,418	127,242,418	51,916,006	604,320,932	546,812,466	29,160,956	28,347,510		
八尾市	8,706,625,563	6,282,265,575	5,194,212,566	453,358,121	34,364,667	336,738,428	37,722,119	68,629,844	157,239,830	1,713,701,032	1,522,613,666	1,444,978,388	46,109,378	46,109,378	710,658,956	640,581,034	47,031,029	23,046,893		
泉佐野市	3,060,531,153	2,223,919,556	1,800,675,219	162,850,203	28,000,000	135,224,333	15,380,406	26,594,994	55,165,515	599,619,917	529,240,955	59,704,181	10,674,783	236,991,680	209,994,479	20,508,741	6,488,460			
東淀川市	3,640,714,762	2,675,431,399	2,175,090,795	104,357,610	45,360,000	175,000,382	31,447,430	31,225,478	69,148,661	708,404,357	638,194,613	48,585,992	22,624,152	255,878,633	232,286,969	12,231,662	11,358,002			
豊田川市	7,360,085,978	5,352,683,840	4,328,221,081	382,956,886	184,292,005	339,584,902	49,082,285	66,849,198	110,229,487	1,437,922,148	1,269,450,765	132,381,768	36,699,617	571,479,990	507,206,589	46,365,026	17,908,375			
河内長野市	3,504,402,331	2,567,676,375	2,197,954,954	184,292,005	9,032,248	59,205,000	40,181,875	28,305,027	48,705,266	707,944,034	646,848,702	42,744,376	18,350,956	228,778,922	204,216,223	15,321,065	9,244,634			
松原市	4,062,269,567	2,949,748,384	2,353,510,395	224,012,550	15,002,740	15,166,250	37,722,119	33,669,378	88,019,107	781,858,608	690,217,226	67,402,829	24,238,553	331,662,575	282,755,434	24,857,516	14,094,625			
大東市	3,974,104,204	2,901,755,308	2,286,756,621	194,749,604	31,676,915	208,241,527	37,418,530	59,428,958	162,999,730	744,320,367	662,310,275	68,286,916	33,723,166	308,707,997	289,544,676	21,250,147	17,916,081			
和泉市	5,585,183,204	4,018,796,840	3,477,636,421	255,100,289	40,616,449	60,588,400	37,418,530	31,869,076	87,197,953	1,131,718,314	1,020,935,800	85,297,910	25,485,024	434,599,050	394,900,930	27,697,167	11,987,980			
箕面市	4,422,950,548	3,182,883,170	2,743,262,690	229,577,178	29,944,300	17,761,250	24,499,865	29,588,248	108,249,639	903,489,215	803,509,010	59,861,736	40,118,469	386,578,163	306,339,569	12,842,426	17,396,168			
柏原市	2,270,630,959	1,627,580,319	1,334,291,509	121,684,659	15,611,521	89,110,113	20,197,370	11,295,217	54,893,579	453,547,409	391,562,454	41,081,278	20,903,677	170,000,026	166,186,264	7,354,414	9,401,298			
相模原市	3,715,486,716	2,687,580,319	2,205,577,522	174,560,858	44,487,571	148,448,750	24,671,250	26,964,947	63,069,871	730,053,141	647,423,971	57,565,916	25,063,254	297,715,256	266,186,264	19,443,363	12,085,629			
門真市	4,273,080,542	3,079,434,643	2,481,221,017	210,500,024	26,664,714	220,824,946	5,989,101	34,213,618	99,994,623	832,744,412	727,504,780	77,563,255	27,676,377	360,901,487	326,553,153	22,250,425	18,076,623			
摂津市	2,712,088,817	1,933,783,549	1,693,214,849	140,192,640	16,172,057	-10,869,422	16,310,492	23,785,235	54,476,698	554,099,366	496,480,175	41,434,081	16,095,110	224,915,902	200,872,803	16,064,433	7,978,666			
高石市	1,746,405,008	1,282,464,997	1,051,841,000	80,202,563	11,455,993	93,377,500	11,606,429	13,456,720	20,524,792	340,423,506	308,157,176	27,945,547	4,320,783	126,516,505	115,574,343	8,655,328	2,286,834			
藤井寺市	2,120,590,987	1,544,065,427	1,239,302,825	121,922,757	24,792,000	90,200,000	12,125,536	14,600,990	41,021,819	413,894,328	363,537,945	38,564,765	11,701,618	162,631,232	142,651,185	14,799,524	5,190,523			
東大阪市	15,837,919,346	11,445,226,435	9,317,630,839	817,816,419	109,957,145	796,559,829	53,505,184	138,769,593	210,980,182	3,101,136,920	2,730,984,800	300,560,439	69,891,681	1,291,555,991	1,149,250,179	106,917,989	35,387,823			
四條畷市	2,267,599,244	1,641,959,948	1,312,843,941	137,885,754	23,549,883	11,718,515	9,555,203	23,346,199	27,827,771	460,928,664	385,748,706	48,738,988	26,440,970	164,710,632	147,127,613	14,374,007	3,209,012			
交野市	1,750,195,323	1,264,942,895	1,029,757,409	93,846,310	14,542,066	70,312,248	9,555,203	10,503,863	15,808,752	345,726,774	302,003,977	29,794,462	13,938,783	139,525,654	120,422,859	12,020,172	7,082,623			
茨木市	2,340,984,684	1,710,656,934	1,397,223,091	113,666,618	13,123,213	87,035,964	20,868,904	15,808,752	63,130,392	461,249,339	410,328,478	37,393,462	13,527,399	169,078,411	149,665,157	12,905,317	6,507,937			
藤本町	964,823,522	711,557,399	585,090,567	51,019,239	6,160,000	40,945,250	10,845,429	7,877,266	9,619,658	188,860,572	171,874,593	15,231,179	2,754,800	60,405,551	54,213,528	4,472,947	1,719,076			
豊能町	793,972,649	581,298,892	450,738,657	29,626,590	-280,000	0	12,078,889	2,217,701	6,681,055	87,939,467	156,133,446	10,042,787	1,762,624	34,544,805	40,733,933	2,077,757	920,645			
豊能町	440,692,800	318,311,224	267,647,877	20,999,328	1,633,713	9,646,250	4,743,715	2,405,405	11,195,100	87,836,821	78,734,864	6,327,403	2,764,774	34,554,805	30,580,895	2,220,742	1,744,163			
忠岡町	535,064,054	388,006,546	309,908,317	30,273,595	3,920,000	5,309,333	3,697,775	7,673,793	10,427,145	104,006,304	90,914,553	8,878,866	4,215,665	43,051,204	37,977,881	3,268,280	1,804,433			
熊取町	1,371,724,393	988,816,415	877,426,521	56,592,646	5,309,333	946,250	14,133,304	13,912,464	20,135,497	288,441,602	257,529,552	21,897,652	6,324,098	97,466,376	87,093,857	7,200,760	3,171,759			
阪南町	222,487,255	162,768,668	132,929,913	11,421,313	1,400,000	10,438,233	1,518,968	2,769,109	4,540,303	44,237,968	39,005,446	4,540,923	687,291	16,400,603	14,765,278	1,221,858	495,467			
阪南町	1,816,945,665	1,325,983,890	1,088,580,973	98,623,210	6,665,993	72,748,210	19,087,193	14,066,990	46,190,305	360,889,789	313,966,446	34,912,032	12,850,149	129,120,000	111,272,642	9,973,501	7,923,356			
岸町	655,813,966	490,354,752	378,940,710	24,231,411	1,960,000	68,565,541	6,518,236	4,708,424	6,460,387	1,122,144,807	1,111,397,152	9,241,183	1,486,472	44,334,427	41,133,462	2,057,426	1,144,539			
本町	459,609,987	328,918,310	242,502,331	22,992,176	3,398,000	0	3,908,911	4,176,308	9,221,080	111,585,287	100,634,201	8,206,829	2,744,256	35,925,180	32					

資料7

■市町村標準保険料率算定上の市町村ごとの賦課割合(医療分)

単位:円

$\beta = 0.8313700561826$ (医療分)

府内全体	保険料賦課総額(一般被保険者 医療分)						賦課割合(均等割を60とした場合)			賦課割合(100分率)				
	所得割		均等割		平等割		合計		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	β	均等割	平等割		均等割	平等割	
1 大阪府	82,773,940,428	30.44%	59,737,975,750	32.38%	39,825,317,167	34.23%	182,337,233,345	83.1	60.0	40.0	45.4	32.8	21.8	
2 堺市	25,192,864,874	8.90%	19,340,952,401	9.22%	13,630,647,481	9.03%	58,164,464,756	78.2	60.0	42.3	43.3	33.3	23.4	
3 岸和田市	7,364,106,223	2.13%	5,510,706,286	2.24%	3,594,450,523	2.11%	16,469,263,032	80.2	60.0	39.1	44.7	33.5	21.8	
4 豊中市	1,763,822,708	4.87%	1,338,946,901	4.16%	841,414,677	4.17%	3,944,184,286	79.0	60.0	37.7	44.7	33.9	21.3	
5 池田市	4,034,829,167	1.26%	2,482,860,817	1.07%	1,659,146,089	1.08%	8,176,836,073	97.5	60.0	40.1	49.3	30.4	20.3	
6 吹田市	1,044,391,874	4.23%	641,060,487	3.51%	428,190,709	3.50%	2,113,643,070	97.7	60.0	40.1	49.4	30.3	20.3	
7 泉大津市	3,503,353,108	0.76%	2,096,348,469	0.81%	1,394,778,700	0.78%	6,994,480,277	100.3	60.0	39.9	50.1	30.0	19.9	
8 高槻市	626,091,359	4.14%	482,107,965	3.68%	310,855,509	3.55%	1,419,054,833	77.9	60.0	38.7	44.1	34.0	21.9	
9 貝塚市	3,425,008,530	0.89%	2,196,105,984	0.94%	1,413,394,218	0.89%	7,034,508,732	93.6	60.0	38.6	48.7	31.2	20.1	
10 守口市	733,926,648	1.46%	564,257,445	1.58%	354,809,754	1.60%	1,652,993,847	78.0	60.0	37.7	44.4	34.1	21.5	
11 枚方市	1,205,664,881	4.45%	946,319,763	4.25%	638,738,642	4.16%	2,790,723,286	76.4	60.0	40.5	43.2	33.9	22.9	
12 茨木市	3,682,087,232	3.30%	2,541,223,446	2.75%	1,657,085,206	2.71%	7,880,395,884	86.9	60.0	39.1	46.7	32.2	21.0	
13 八尾市	2,730,892,907	3.20%	1,644,910,499	3.09%	1,079,531,145	2.97%	5,455,334,551	99.6	60.0	39.4	50.1	30.2	19.8	
14 泉佐野市	2,648,695,905	1.02%	1,843,433,075	1.09%	1,180,886,055	1.06%	5,673,015,035	86.2	60.0	38.4	46.7	32.5	20.8	
15 富田林市	842,918,554	1.28%	653,194,023	1.29%	420,926,941	1.24%	1,917,039,518	77.4	60.0	38.7	44.0	34.1	22.0	
16 寝屋川市	1,062,629,082	2.53%	770,367,484	2.73%	495,794,434	2.67%	2,328,791,000	82.8	60.0	38.6	45.6	33.1	21.3	
17 河内長野市	2,090,333,916	1.33%	1,631,976,598	1.26%	1,061,895,391	1.20%	4,784,205,905	76.9	60.0	39.0	43.7	34.1	22.2	
18 松原市	1,004,495,471	1.08%	754,136,079	1.48%	478,158,680	1.43%	2,552,060,719	87.6	60.0	38.0	47.2	32.3	20.5	
19 大東市	1,095,748,478	1.32%	885,684,098	1.43%	570,628,143	1.41%	2,552,060,719	74.2	60.0	38.7	42.9	34.7	22.4	
20 和泉市	1,095,632,643	2.13%	856,582,821	2.05%	560,864,287	1.89%	2,513,079,751	83.3	60.0	39.3	43.6	34.1	22.3	
21 箕面市	1,761,545,814	1.86%	1,224,750,799	2.05%	752,695,346	1.92%	3,738,991,959	86.3	60.0	36.9	47.1	32.8	20.1	
22 柏原市	1,537,389,059	0.80%	870,989,393	0.80%	567,283,431	0.76%	2,975,661,883	105.9	60.0	39.1	51.7	29.3	19.1	
23 羽曳野市	662,751,691	1.31%	476,569,428	1.34%	301,598,427	1.26%	1,440,919,556	84.3	60.0	38.0	46.0	33.1	20.9	
24 門真市	1,086,055,845	1.39%	801,069,492	1.53%	501,673,019	1.56%	2,388,798,356	81.3	60.0	37.6	45.5	33.5	21.0	
25 摂津市	1,151,118,480	0.96%	915,617,755	0.96%	620,021,769	0.94%	2,686,758,004	75.4	60.0	40.6	42.8	34.1	23.1	
26 高石市	887,055,164	0.63%	575,302,485	0.63%	374,100,972	0.60%	1,836,458,621	92.5	60.0	39.0	48.3	31.3	20.4	
27 藤井寺市	520,054,581	0.71%	376,299,689	0.77%	237,339,414	0.73%	1,133,693,684	82.9	60.0	37.8	45.9	33.2	20.9	
28 東大阪市	489,384,696	5.41%	460,306,017	5.65%	288,793,923	5.73%	1,338,484,636	76.8	60.0	37.6	44.0	33.4	21.6	
29 泉南市	3,377,481,332	0.68%	3,377,380,946	0.94%	2,280,857,106	0.92%	10,139,991,384	79.6	60.0	40.5	44.2	33.3	22.5	
30 四條畷市	564,332,377	0.61%	561,120,014	0.62%	285,449,211	0.59%	1,410,901,602	60.3	60.0	30.5	40.0	39.8	20.2	
31 交野市	507,739,288	0.88%	369,416,548	0.77%	236,697,500	0.75%	1,113,853,336	82.5	60.0	38.4	45.6	33.2	21.3	
32 豊能町	725,019,291	0.36%	459,281,549	0.32%	298,321,285	0.31%	1,482,622,125	94.7	60.0	39.0	48.9	31.0	20.1	
33 豊能町	298,561,541	0.35%	188,566,035	0.27%	122,972,291	0.25%	610,104,867	95.0	60.0	39.1	48.9	30.9	20.2	
34 能勢町	287,050,112	0.16%	161,417,648	0.16%	100,780,566	0.15%	549,248,326	106.7	60.0	37.5	52.3	29.4	18.3	
35 忠岡町	1,385,070,522	0.17%	96,235,909	0.19%	58,853,418	0.19%	2,859,917,945	81.6	60.0	36.7	45.8	33.7	20.6	
36 熊取町	130,828,618	0.54%	115,444,673	0.51%	73,820,160	0.46%	321,771,885	72.0	60.0	38.4	42.3	35.2	22.5	
37 田尻町	446,135,166	0.07%	302,986,239	0.08%	183,418,602	0.08%	932,540,037	88.3	60.0	36.3	47.8	32.5	19.7	
38 阪南市	59,331,644	0.63%	50,134,875	0.66%	30,440,258	0.62%	139,906,777	71.0	60.0	36.4	42.4	35.8	21.8	
39 岫町	518,118,572	0.21%	336,853,066	0.22%	247,542,475	0.23%	1,162,514,113	78.3	60.0	37.4	44.6	34.1	21.3	
40 太子町	175,754,508	0.18%	131,932,195	0.16%	90,611,290	0.14%	398,297,993	79.9	60.0	41.2	44.1	33.1	22.7	
41 河南町	152,521,769	0.21%	97,132,318	0.19%	56,961,460	0.18%	306,615,547	94.2	60.0	35.2	49.7	31.7	18.6	
42 千早赤阪村	172,965,111	0.09%	116,309,067	0.08%	70,610,587	0.07%	359,884,765	89.2	60.0	36.4	48.1	32.3	19.6	
43 大阪狭山市	78,370,358	0.64%	50,230,919	0.64%	29,528,064	0.61%	158,129,341	93.6	60.0	35.3	49.6	31.8	18.7	
	598,102,769	0.64%	381,454,040	0.64%	242,745,009	0.61%	1,222,301,818	94.1	60.0	38.2	48.9	31.2	19.9	

■市町村標準保険料率算定上の市町村ごとの賦課割合(支援分)

単位:円

$\beta = 0.8373095672041$ (支援分)

府内全体	保険料賦課総額(一般被保険者 支援分)					賦課割合(均等割を60とした場合)			賦課割合(100分率)		
	所得割		均等割		合計	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	β	1				
大阪府	24,367,050,005	30.45%	17,460,961,361	32.38%	11,640,640,908	83.7	60.0	40.0	45.6	32.7	21.8
堺市	7,420,950,155	8.90%	5,653,215,030	9.22%	3,984,135,818	78.8	60.0	42.3	43.5	33.1	23.4
岸和田市	2,169,536,345	2.13%	1,610,738,032	2.24%	1,050,630,874	80.8	60.0	39.1	44.9	33.3	21.7
豊中市	520,130,815	4.86%	391,364,117	2.24%	245,939,187	79.7	60.0	37.7	44.9	33.8	21.2
池田市	1,183,434,102	1.26%	725,721,557	4.16%	484,955,933	97.8	60.0	40.1	49.4	30.3	20.3
吹田市	307,151,368	4.18%	187,377,163	3.51%	125,156,927	98.4	60.0	40.1	49.6	30.2	20.2
泉大津市	1,019,192,722	0.76%	612,746,903	0.81%	407,683,332	99.8	60.0	39.9	50.0	30.0	20.0
高槻市	184,235,719	4.14%	140,916,535	3.68%	90,860,729	78.4	60.0	38.7	44.3	33.9	21.8
貝塚市	1,008,985,140	0.89%	641,905,274	0.94%	413,124,507	94.3	60.0	38.6	48.9	31.1	20.0
守口市	216,533,251	1.46%	164,928,211	1.58%	103,708,225	78.8	60.0	37.7	44.6	34.0	21.4
枚方市	355,098,349	4.46%	276,602,155	4.25%	186,698,505	77.0	60.0	40.5	43.4	33.8	22.8
茨木市	1,085,732,481	3.29%	742,780,515	2.75%	484,353,552	87.7	60.0	39.1	46.9	32.1	20.9
八尾市	802,763,310	3.20%	480,794,977	3.09%	315,538,841	100.2	60.0	39.4	50.2	30.1	19.7
富田林市	778,981,991	1.02%	538,821,634	1.09%	345,164,119	86.7	60.0	38.4	46.8	32.4	20.8
寝屋川市	249,484,389	2.29%	190,923,704	2.05%	123,033,782	78.4	60.0	38.7	44.3	33.9	21.8
河内長野市	313,202,263	2.53%	225,172,626	2.73%	144,916,987	83.5	60.0	38.6	45.8	33.0	21.2
松原市	615,774,629	1.34%	477,014,495	1.26%	310,384,042	77.5	60.0	39.0	43.9	34.0	22.1
大東市	326,339,648	1.32%	220,428,308	1.48%	139,762,188	88.8	60.0	38.0	47.5	32.1	20.4
和泉市	322,777,228	1.32%	258,878,806	1.43%	166,790,318	74.8	60.0	38.7	43.1	34.6	22.3
羽曳野市	322,573,679	1.32%	250,372,721	1.43%	163,936,416	77.3	60.0	39.3	43.8	34.0	22.2
門真市	519,669,303	1.85%	357,985,454	1.80%	220,007,193	87.1	60.0	36.9	47.3	32.6	20.0
摂津市	451,183,020	0.80%	254,583,654	0.86%	165,812,684	106.3	60.0	39.1	51.8	29.2	19.0
高石市	195,401,003	1.31%	139,297,665	1.34%	88,154,954	84.2	60.0	38.0	46.2	32.9	20.8
藤井寺市	320,424,665	1.39%	234,146,592	1.53%	146,635,253	82.1	60.0	37.6	45.7	33.4	20.9
東大阪市	338,913,225	1.07%	267,628,188	0.96%	181,227,703	76.0	60.0	40.6	43.0	34.0	23.0
四條畷市	260,978,256	0.63%	168,156,593	0.60%	109,346,903	93.1	60.0	39.0	48.5	31.2	20.3
島本町	152,775,405	0.71%	109,989,572	0.73%	69,372,527	83.3	60.0	37.8	46.0	33.1	20.9
東大阪市	173,675,691	5.41%	134,543,989	5.65%	84,412,293	77.5	60.0	37.6	44.2	34.3	21.5
泉南町	1,318,154,777	0.69%	987,183,068	0.94%	666,677,391	80.1	60.0	40.5	44.4	33.2	22.4
交野市	167,114,850	0.61%	107,977,681	0.77%	69,184,900	61.1	60.0	30.5	40.3	33.6	20.1
島本町	149,504,586	0.36%	88,160,952	0.32%	55,116,435	83.1	60.0	38.4	45.8	33.1	21.2
能勢町	213,966,362	0.27%	134,244,546	0.25%	87,197,070	95.6	60.0	39.0	49.1	30.8	20.0
豊能町	88,160,952	0.16%	55,116,435	0.16%	35,945,338	96.0	60.0	39.1	49.2	30.8	20.1
忠岡町	84,940,596	0.17%	47,181,166	0.19%	29,457,402	108.0	60.0	37.5	52.6	29.2	18.2
熊取町	38,777,821	0.17%	28,129,033	0.19%	17,202,412	82.7	60.0	36.7	46.1	33.4	20.5
田尻町	40,834,524	0.51%	33,743,610	0.46%	21,577,078	72.6	60.0	38.4	42.5	35.1	22.4
阪南市	131,533,389	0.07%	88,560,601	0.08%	53,611,879	89.1	60.0	36.3	48.1	32.4	19.6
岬町	17,545,987	0.63%	14,654,047	0.66%	8,897,459	71.8	60.0	36.4	42.7	35.7	21.6
千早赤阪村	153,211,938	0.22%	115,997,169	0.23%	72,354,805	79.2	60.0	37.4	44.9	34.0	21.2
河南町	52,039,821	0.16%	38,562,789	0.14%	26,484,999	81.0	60.0	41.2	44.4	32.9	22.6
千早赤阪村	45,097,161	0.19%	28,391,047	0.18%	16,649,407	95.3	60.0	35.2	50.0	31.5	18.5
大阪狭山市	51,106,306	0.09%	33,996,266	0.08%	20,638,944	90.2	60.0	36.4	48.3	32.2	19.5
大阪狭山市	23,140,509	0.08%	14,682,120	0.07%	8,630,831	94.7	60.0	35.3	49.8	31.6	18.6
大阪狭山市	176,022,274	0.64%	111,496,150	0.61%	70,952,542	94.7	60.0	38.2	49.1	31.1	19.8

■市町村標準保険料率算定上の市町村ごとの賦課割合(介護分)

単位:円

$\beta = 0.8020263879533$ (介護分)

	保険料賦課総額(一般・退職被保険者 介護分)						(均等割を100とした場合)			賦課割合(100分率)						
	所得割		均等割		合計		賦課割合			賦課割合						
	府内全体	シエフ	シエフ	シエフ	シエフ	シエフ	β	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割				
1	大阪市	3,194,262,497	33.46%	4,082,009,328	34.30%	0	シエフ	21,448,817,777	シエフ	33.92%	80.2	100.0	0.0	44.5	55.5	0.0
2	堺市	780,284,564	8.17%	1,063,101,561	8.93%	0	-	7,276,271,825	シエフ	8.59%	78.3	100.0	0.0	43.9	56.1	0.0
3	岸和田市	200,795,345	2.10%	263,299,438	2.21%	0	-	1,843,386,125	シエフ	2.16%	73.4	100.0	0.0	42.3	57.7	0.0
4	豊中市	465,334,852	4.87%	503,318,989	4.23%	0	-	464,094,783	シエフ	4.52%	76.3	100.0	0.0	43.3	56.7	0.0
5	池田市	113,016,484	1.18%	127,763,162	1.07%	0	-	968,653,841	シエフ	1.12%	92.5	100.0	0.0	48.0	52.0	0.0
6	吹田市	378,113,850	3.96%	397,395,516	3.34%	0	-	240,779,646	シエフ	3.62%	88.5	100.0	0.0	46.9	53.1	0.0
7	泉大津市	70,507,680	0.74%	96,453,691	0.81%	0	-	775,509,366	シエフ	0.78%	95.1	100.0	0.0	48.8	51.2	0.0
8	高槻市	333,883,826	3.50%	405,247,545	3.40%	0	-	166,961,371	シエフ	3.45%	73.1	100.0	0.0	42.2	57.8	0.0
9	貝塚市	84,334,344	0.88%	111,644,802	0.94%	0	-	739,131,371	シエフ	0.91%	82.4	100.0	0.0	45.2	54.8	0.0
10	守口市	151,030,766	1.58%	198,589,250	1.67%	0	-	195,979,146	シエフ	1.63%	75.5	100.0	0.0	43.0	57.0	0.0
11	枚方市	371,943,485	3.90%	462,559,463	3.89%	0	-	349,620,016	シエフ	3.89%	76.1	100.0	0.0	43.2	56.8	0.0
12	茨木市	283,903,614	2.97%	310,845,642	2.61%	0	-	834,502,948	シエフ	2.77%	80.4	100.0	0.0	44.6	55.4	0.0
13	八尾市	327,605,400	3.43%	372,024,388	3.13%	0	-	594,749,256	シエフ	3.26%	91.3	100.0	0.0	47.7	52.3	0.0
14	泉佐野市	94,933,641	0.99%	128,631,225	1.08%	0	-	699,629,788	シエフ	1.04%	88.1	100.0	0.0	46.8	53.2	0.0
15	富田林市	106,834,200	1.12%	141,869,193	1.19%	0	-	223,564,866	シエフ	1.16%	73.8	100.0	0.0	42.5	57.5	0.0
16	寝屋川市	240,339,420	2.52%	320,295,696	2.69%	0	-	248,703,393	シエフ	2.61%	75.3	100.0	0.0	43.0	57.0	0.0
17	河内長野市	90,618,349	0.95%	126,125,679	1.06%	0	-	560,635,116	シエフ	1.01%	75.0	100.0	0.0	42.9	57.1	0.0
18	松原市	135,140,240	1.42%	182,313,061	1.53%	0	-	216,744,028	シエフ	1.48%	71.8	100.0	0.0	41.8	58.2	0.0
19	大東市	133,005,401	1.39%	166,885,204	1.40%	0	-	317,453,301	シエフ	1.40%	74.1	100.0	0.0	42.6	57.4	0.0
20	和泉市	193,499,754	2.03%	231,082,445	1.94%	0	-	299,890,605	シエフ	1.98%	79.7	100.0	0.0	44.4	55.6	0.0
21	箕面市	167,162,190	1.75%	165,129,348	1.39%	0	-	424,582,199	シエフ	1.40%	83.7	100.0	0.0	45.6	54.4	0.0
22	相原市	75,113,370	0.79%	90,377,246	0.76%	0	-	332,291,538	シエフ	0.77%	101.2	100.0	0.0	50.3	49.7	0.0
23	羽曳野市	128,279,169	1.34%	160,019,611	1.34%	0	-	165,490,616	シエフ	0.77%	83.1	100.0	0.0	45.4	54.6	0.0
24	門真市	156,474,522	1.64%	197,129,325	1.66%	0	-	288,298,780	シエフ	1.34%	80.2	100.0	0.0	44.5	55.5	0.0
25	摂津市	105,807,276	1.11%	112,059,105	0.94%	0	-	353,603,847	シエフ	1.65%	79.4	100.0	0.0	44.3	55.7	0.0
26	高石市	53,860,447	0.56%	70,707,717	0.59%	0	-	217,866,381	シエフ	1.02%	94.4	100.0	0.0	48.6	51.4	0.0
27	藤井寺市	65,051,630	0.68%	89,015,964	0.75%	0	-	124,568,164	シエフ	0.58%	76.2	100.0	0.0	43.2	56.8	0.0
28	東大阪市	558,301,087	5.85%	692,379,269	5.82%	0	-	154,067,594	シエフ	5.83%	73.1	100.0	0.0	42.2	57.8	0.0
29	泉南市	60,282,024	0.63%	97,834,701	0.82%	0	-	1,250,680,356	シエフ	0.74%	80.6	100.0	0.0	44.6	55.4	0.0
30	四條畷市	59,154,993	0.62%	71,102,291	0.60%	0	-	158,116,725	シエフ	0.61%	61.6	100.0	0.0	38.1	61.9	0.0
31	交野市	72,815,302	0.76%	85,997,471	0.72%	0	-	130,257,284	シエフ	0.74%	83.2	100.0	0.0	45.4	54.6	0.0
32	島本町	24,570,792	0.26%	31,960,520	0.27%	0	-	158,812,773	シエフ	0.26%	84.7	100.0	0.0	45.8	54.2	0.0
33	豊能町	18,482,151	0.19%	23,674,460	0.20%	0	-	56,531,312	シエフ	0.20%	76.9	100.0	0.0	43.5	56.5	0.0
34	能勢町	13,935,740	0.15%	18,742,281	0.16%	0	-	42,156,611	シエフ	0.15%	78.1	100.0	0.0	43.8	56.2	0.0
35	忠岡町	16,630,623	0.17%	23,536,358	0.20%	0	-	32,678,021	シエフ	0.15%	74.4	100.0	0.0	42.6	57.4	0.0
36	熊取町	40,342,503	0.42%	52,221,911	0.44%	0	-	40,166,981	シエフ	0.19%	70.7	100.0	0.0	41.4	58.6	0.0
37	田尻町	6,300,622	0.07%	9,252,768	0.08%	0	-	92,564,414	シエフ	0.43%	77.3	100.0	0.0	43.6	56.4	0.0
38	阪南市	48,298,100	0.51%	72,759,503	0.61%	0	-	15,553,390	シエフ	0.07%	68.1	100.0	0.0	40.5	59.5	0.0
39	岬町	18,020,317	0.19%	25,213,299	0.21%	0	-	121,057,603	シエフ	0.56%	66.4	100.0	0.0	39.9	60.1	0.0
40	太子町	16,047,771	0.17%	18,505,536	0.16%	0	-	43,233,616	シエフ	0.20%	71.5	100.0	0.0	41.7	58.3	0.0
41	河南町	19,502,282	0.20%	23,141,784	0.19%	0	-	34,553,307	シエフ	0.16%	86.7	100.0	0.0	46.4	53.6	0.0
42	千早赤阪村	7,054,498	0.07%	8,680,636	0.07%	0	-	42,644,066	シエフ	0.20%	84.3	100.0	0.0	45.7	54.3	0.0
43	大阪狭山市	65,332,393	0.68%	71,713,881	0.60%	0	-	15,735,134	シエフ	0.07%	81.3	100.0	0.0	44.8	55.2	0.0
								137,046,274	シエフ	0.64%	91.1	100.0	0.0	47.7	52.3	0.0

【令和2年度】 納付金算定及び国保制度の運営について

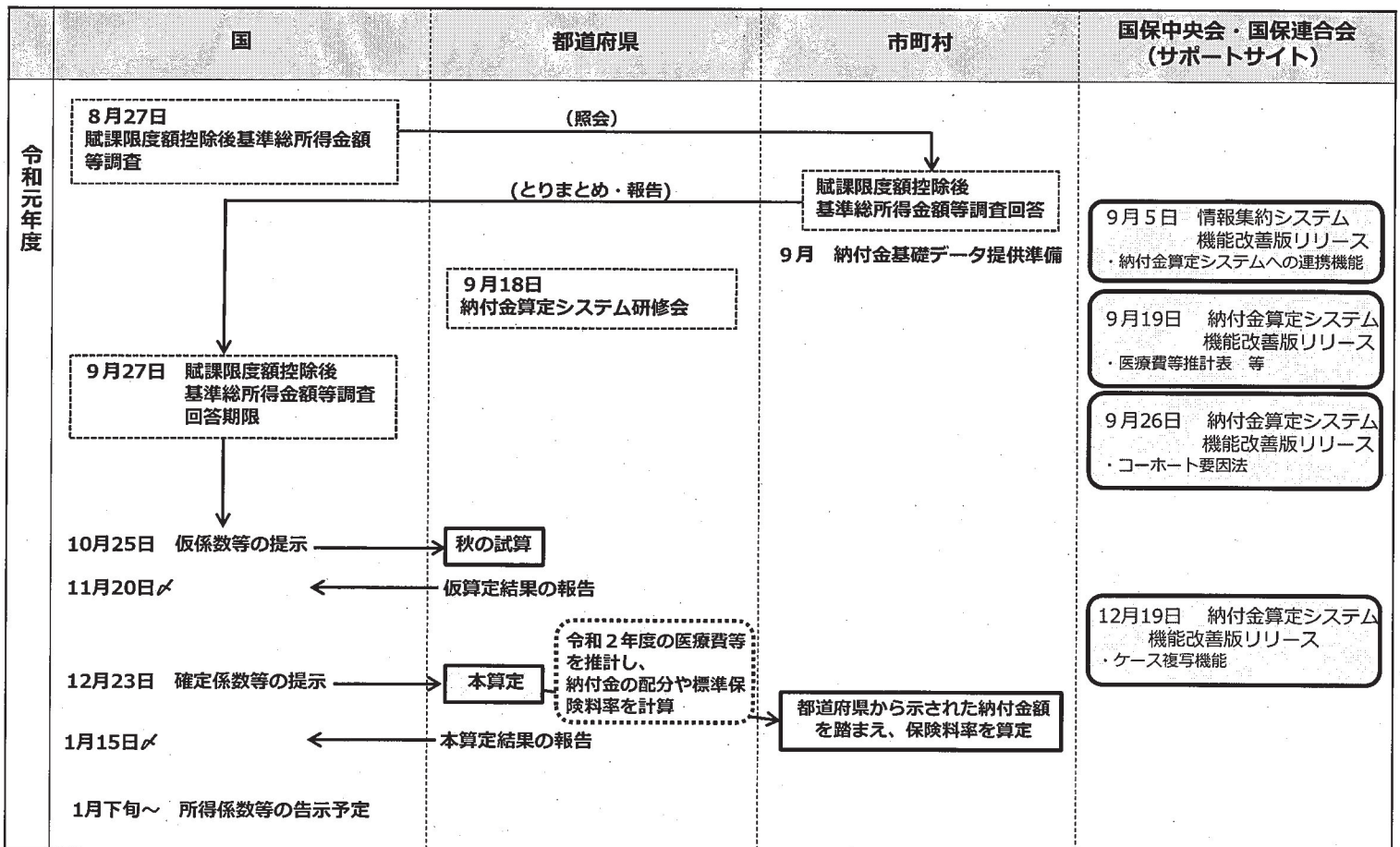
令和元年12月
厚生労働省保険局国民健康保険課

< 目次 >

1. 令和2年度の納付金等の算定について.....	P2
2. 国保運営方針の改定に向けて.....	P9
3. 保険者努力支援制度の抜本的な強化について.....	P15

1.令和2年度の納付金等の算定

令和元年度の納付金算定スケジュール



納付金算定上の係数について

- 2020年度の予算総額は2019年度と同規模を維持する。なお、保険者努力支援制度分については、昨年同様に2020年度予算に912億円を計上したことにより、特例基金（財政基盤強化分）を活用しない。
- 都道府県向けの特例調整交付金（暫定措置）、特別調整交付金（追加激変緩和、子ども特調、経営努力分（経過措置））は確定係数の額と実際の交付額が基本的に一致するが、その他の係数については変動する可能性が高いことに留意する。

		2019年1月	2019年11月	2020年1月
		本算定（確定係数）	秋の試算（仮係数）	本算定（確定係数）
対象予算		2019年度予算ベース	2020年度予算ベース	
追加公費		約1,670億円※	約1,700億円※	約1,770億円
内訳	普通調整交付金	約350億円	約400億円	約400億円
	暫定措置	約250億円	約200億円	約200億円
	特別調整交付金	約100億円（子ども）	約100億円（子ども） 約100億円（精神、非自発分）※	約100億円（子ども） 約100億円（精神、非自発分）※
	保険者努力（都道府県）	約500億円	約500億円	約500億円
	保険者努力（市町村）	約412億円 （別途特調より約88億円）	約500億円 （一部特調より配分）	約412億円 （別途特調より約88億円）
	特別高額医療費共同事業	約60億円	約60億円	約60億円
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・特調による追加激変緩和措置として確保した一定額（100億円）を提示 ・前期高齢者交付金等がほぼ確定額に ・保険者努力支援制度の交付見込額を提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・特調による追加激変緩和措置として確保した一定額（80億円）を提示 ・保険者努力支援制度は9月に評価を行い、交付見込額（速報値）を提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期高齢者交付金等がほぼ確定額に ・保険者努力支援制度の交付見込額を提示

※ 結核・精神病及び非自発的失業に係る財政支援（約100億円）については、2019年度の納付金算定では、実績データがなかったため、係数として交付見込額に反映させておらず、総額を1,670億円（1,770億円－100億円）としていた。2020年度の納付金算定では、2018年度の実績を基に係数として交付見込額に反映させており、総額を仮係数の段階では1,700億円とし、確定係数の段階では1,770億円としている。

（注）予防・健康づくりを推進するため増額した保険者努力制度の新規分については、交付年度の納付金算定では考慮しないため、上記には含んでいない。

4

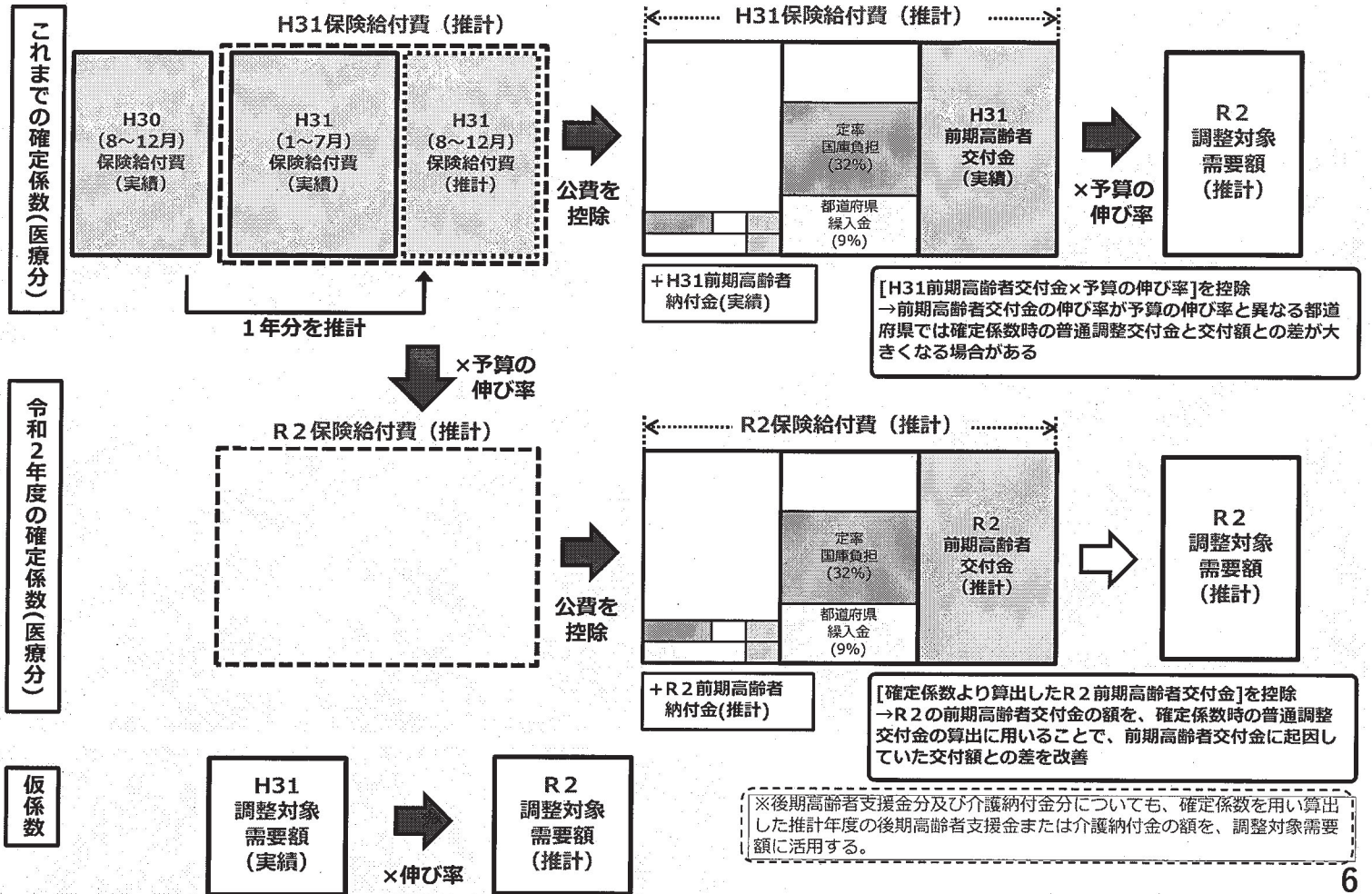
普通調整交付金の算出に当たっての基礎データの考え方

	平成31年度（令和元年度） 確定係数 （平成30年12月）	平成31年度（令和元年度） 補正後確定係数 （令和元年10月）	令和2年度 仮係数 （令和元年10月）	令和2年度 確定係数 （令和元年12月）
普通調整交付金 予算見込額	H31'政府予算案 （H30年12月閣議決定）	H31'予算セット額 （H31年3月予算成立）	R2'概算要求額 （補正後）	R2'政府予算案 （R元年12月閣議決定）
調整対象需要額	$H30' \text{需要額(推計)} \times \text{伸び率}[H31' \text{普調予算額(推計)} \div H30' \text{普調予算額(推計)}]$	$H30' \text{需要額(実績)} \times \text{伸び率}[H31' \text{普調予算額(推計)} \div H30' \text{普調予算額(実績)}]$	$H30' \text{需要額(実績)} \times \text{伸び率}[R2' \text{普調予算額(推計)} \div H30' \text{普調予算額(実績)}]$	$H31' \text{需要額(推計)}[改] \times \text{伸び率}[R2' \text{普調予算額(推計)} \div H31' \text{普調予算額(推計)}]$
基準総所得 （賦課限度額 控除後）	H31'推計値 （平成30年8月実施の所得・ 被保険者調査結果【改】）	H31'推計値 （令和元年8月実施の 所得・被保険者調査結果） ※令和元年8月末時点 における4月1日現在のもの	R2'推計値 （令和元年8月実施の 所得・被保険者調査結果）	R2'推計値 （令和元年8月実施の 所得・被保険者調査結果【改】）
一般被保険者数・ 介護2号被保険者	H31'推計値 （平成30年8月実施の所得・ 被保険者調査結果【改】）	H31'推計値 （令和元年8月実施の 所得・被保険者調査結果） ※令和元年6月末時点 （速報値）	R2'推計値 （令和元年8月実施の 所得・被保険者調査結果）	R2'推計値 （令和元年8月実施の 所得・被保険者調査結果【改】）

※令和2年度（確定係数）は、令和元年12月時点において把握可能なデータに基づき、令和2年度の交付見込額を推計したものであり、今後の給付実績等により、変わり得ることに留意すること。

5

令和2年度確定係数における普通調整交付金の算出方法の変更について



「平成31年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数種別等」について

質問

通知「平成31年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数種別等」において、別紙2（市町村が作成する係数）の項目18~28について、「特別調整交付金、都道府県繰入金特別交付分及び保険者努力支援交付金等の特定財源分（出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。）があたる場合には当該交付金額等も減算したうえで、保険料総額に計上する額のみを算出して、都道府県にデータを提出する」とあるが、減算することによって、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）の算定過程において、都道府県が国・特別調整交付金、都道府県繰入金特別交付金交付分及び保険者努力支援交付金を、保険給付費等交付金の特別交付金として減算する場合、二重で控除することになるのではないか。

回答

各市町村は別紙2の項目18~28の係数を作成するに当たり、都道府県が標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）の算定過程において、各市町村の納付金額（d）から「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）」第6条第6項に規定する、保険給付費等交付金の特別交付金の交付見込額を減算する場合には、二重控除にならないよう、当該減算相当額を減算せずに係数を作成して都道府県に提出すること。

予算編成の留意点について

- 2020年度の納付金算定・予算編成に向けては、以下の点に留意しつつ、2018年度決算の状況を踏まえ、各都道府県で分析を行い、健全な財政運営に資するよう、国保財政の「入り」と「出」をしっかりと管理することが重要。
- ※ 医療費が増加基調にあることや実績上生じるブレ等も踏まえ、剰余金の活用については計画的に検討することが考えられる。

【歳出について】

- ① 診療費については、国が示す方法を参考に、都道府県ごとの実情を踏まえた推計を行うことが重要。
- ※ 診療費の動勢が毎年異なることから、複数年度の伸び率を基に推計したとしても過大・過小推計となる可能性があることに留意。
- ※ 令和2年度については診療報酬改定を踏まえた増に留意。
- ② 年度ごとの収支均衡を原則としつつ、単年度の歳出だけでなく、将来の歳出見込みも見据えた財政運営が必要。
- ⇒剰余金については基金の活用等も検討。
- ※ 将来の人口動態については、「国立社会保障・人口問題研究所」の将来推計等を参考にすることも考えられる。
- ※ 前期高齢者交付金については、概算と実績との差を2年後に精算する仕組みとなっており、精算額の動きは毎年異なるため、返還財源は当年度に使い切らずに留保しておく必要がある。
- (参考) 過年度の実績を見ると、高額薬剤の影響による給付増があった2017、2018年度を除き、全国的に2年後の精算時に返還となる傾向。

(▲返還 + 追加交付)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
前期高齢者交付金精算額 (億円)	▲ 822億円	▲ 762億円	▲ 612億円	+395億円	+145億円	▲ 799億円
1人当たり (円) ※	▲2,556円	▲2,422円	▲2,008円	+1,354円	+497円	▲2,739円

※ 2018、2019年度の一人当たり精算額の算出には2017年度の被保険者数を使用

- ※ その他、市町村との間で激変緩和措置の在り方について議論いただきつつ、計画的・段階的にフェードアウトさせる必要がある。

【歳入について】

- ③ 納付金の算定に用いる確定係数については、可能な限り告示係数との乖離が生じないよう推計しているが、確定係数から告示までの算定期間には3か月程度の開きがあり、不確定要素を含むため、告示において乖離が生じる可能性がある。そのため、係数通知で示された数値を参考にしつつ、適切に金額を見込んでいただきたい。
- ※ 前期高齢者交付金・後期高齢者支援金に係る係数については、11月上旬に支払基金が把握している基礎数値に基づき算出された暫定値であり、最終的な諸率(3月末に告示で公表)については、変動が生じる可能性がある。
- ※ 普通調整交付金に係る係数については、確定交付額との乖離が小さくなるよう、平成31年度の納付金より国保係数の推計方法を変更しているものの、変動が生じる可能性がある。
- ※ 保険者努力支援交付金については、各自治体の取組等に応じて毎年度交付額が上下することから、次年度以降交付額が減ることで納付金額が激変しないよう、留意する必要がある。

2. 国保運営方針の改定に向けて

令和2年度に向け都道府県と市町村に期待される役割

- 一般の国保制度改革は、関係者における丁寧な作業の結果、現在概ね順調に実施されている。
- ⇒ 制度改革3年目となる令和2年は、各都道府県及び市町村において、引き続き財政運営の安定化を図りつつ、最大の改革項目である「財政運営の都道府県単位化」の趣旨の深化を図るとともに、人生100年時代を見据え、予防・健康づくり事業の強化を図る年度と考えられる。
- また、令和2年度の納付金等算定及び国保運営方針の改訂・中間見直し（令和2年度末）に向け、都道府県と市町村とで協議を進めていくことが重要。
- ※ その際、都道府県は、県内の統一的な国保運営方針を策定する主体であり、主体的に議論を進める役割が期待されている。
- ※ なお、下記の項目については、保険者努力支援制度において見直し図られたものも多く、同制度も活用しつつ協議を進めることが考えられる。

「都道府県単位化」が提起する論点

- ・ 公的医療保険制度は、個人々人の実際の医療費の多寡を超えた助け合いによりリスクをヘッジする仕組みである。また、これを持続的に運営するためには、保険集団内において、公平で納得感のある取り扱いとすることが不可欠である。
- ⇒ 今般、財政が都道府県単位化されたことを踏まえ、「都道府県としての助け合いの形」を強固なものとしていくことが、今後の国保運営をより確かなものにするために必要である。課題となる点としては、さまざまな取組の土台ともなる事務の標準化に加え、①法定外繰入等の解消、②保険料水準の統一に向けた議論、③医療費適正化の推進などがある。
- ※ 標準化・均てん化の取組を進めるに当たっては、市町村において適正に行われている取組へのディスインセンティブとならないよう、「好ましい方向への均てん化」を図ることが重要である。

各課題における主な視点

- ① 法定外繰入等の解消**
 - ・ 保険制度としての給付と負担の透明化に加え、同一都道府県内で、法定外繰入等のある市町村とない市町村の存在をどのように考えるか。国保制度に対する公費拡充に伴い状況の見える化が強く求められている。市町村ごとの状況分析も行いつつ、早期に着実な解消を図ることが重要である。
- ② 保険料水準の統一に向けた議論**
 - ・ まずは改めて議論を深めることが重要である。地域の実情を踏まえ、統一化の定義や前提条件等、さらには保険料算定方式の統一や標準保険料率と実際の保険料率の見える化から検討することも考えられる。統一化を目指す場合には、目標年次や目標水準を明確化したロードマップを描くことが考えられる。
 - ・ 保険料水準の統一について議論する中で、収納率の低い市町村における実効性のある取組の実施を確認する。
- ③ 医療費適正化の更なる推進**
 - ・ 都道府県には、「国保の財政運営の責任主体としての役割」と「良質で効率的な医療の提供者としての役割」があり、庁内横断的な連携の下で、都道府県内全体の健康水準の向上や医療費適正化を推進することが求められている。
 - ・ また、近年、データヘルスの推進や糖尿病の重症化予防、保健事業と介護予防の一体実施といった比較的新しい取組が求められるようになってきていることを踏まえ、国保連合会と連携して、体制のより脆弱な小規模自治体の支援に努めていただきたい。
 - ・ 令和2年度においては、「新規500億円」の予防・健康づくりの拡充が図られる。都道府県と市町村における積極的な事業企画をお願いしたい。

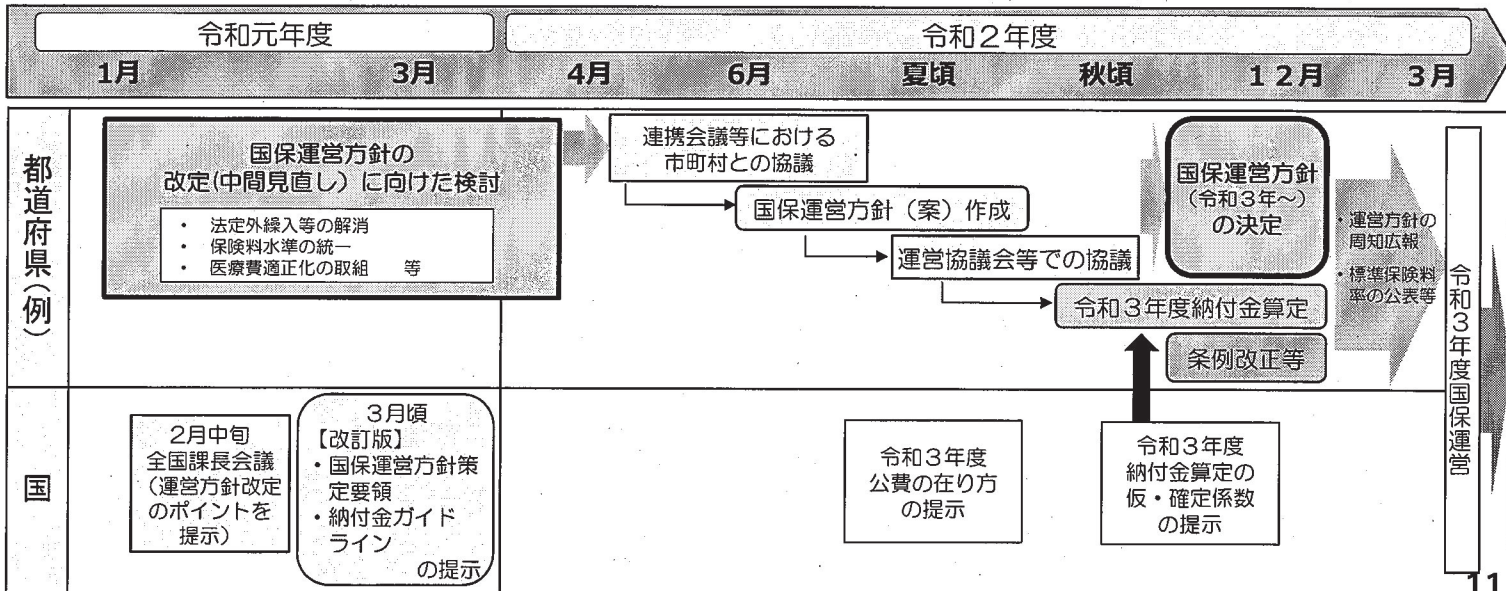
10

国保運営方針の改定(令和2年度末)に向けた流れ

- 令和2年度末の国保運営方針の改定(または中間見直し)に向けて、
 - ・ 法定外繰入等の解消を含めた財政運営の健全化
 - ・ 都道府県内保険料水準の統一
 - ・ 重症化予防や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を始めとする医療費適正化等
 について、都道府県と市町村とで協議を進めていくことが重要。
- 国において年度内に「国保運営方針策定要領※」・「納付金等算定ガイドライン」等を改定予定であるが、こうした改定を踏まえつつ、計画的に協議を進めていただきたい。
- ※ 各都道府県において将来的に保険料水準の統一を目指すという方向性を記載するなど、上記の観点で踏まえた記載の見直しを予定。

令和2年度に向け都道府県と市町村に期待する役割(P10)を参照

【改定に向けた流れ】



11

法定外繰入の解消等に向けた対応について

新経済・財政再生計画 改革工程表2019(抄)

<2020年度の取組>

- 法定外繰入等の解消期限や公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた計画の策定・実行を推進する。
国保都道府県単位化後の法定外繰入等の状況を踏まえつつ、法定外繰入等を解消する観点から、法定外繰入等が生じる要因の分析を市町村単位で行い法定外繰入等の額と併せて公表するとともに、地方団体等と協議し、その結果に基づき、より実効性のある更なる措置。

<KPI>

- ・ 法定外繰入等の解消に向けた計画において、解消年度と公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段を明記した市町村の割合【2020年度までに100%】
- ・ 法定外繰入等を行っている市町村数【2023年度までに200市町村】

計画策定対象の市町村・都道府県に取り組んでいただきたいこと

【～2019年度末まで】

- ・ 都道府県において、計画策定対象市町村の計画について、取りまとめ及び公表
※ 年次毎の計画(赤字の削減予定額・削減予定率)が未記載である等、計画の見直しが必要である場合には速やかに見直し

【2020年度】

- ・ 全ての計画策定対象市町村において、赤字の「解消年度」と実効的・具体的な手段を設定し、計画に記載
- ・ 市町村ごとに、法定外繰入等が生じる要因(医療費水準、標準保険料率との乖離、収納率等)のさらなる分析と公表

変更計画書を
9月末迄に国へ報告

(参考)平成30年1月29日 保国発0129第2号 国民健康保険課長通知 国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について

- ・ 市町村は、赤字削減・解消のための基本方針、具体的な取組内容(保険料率の改定、医療費適正化、収納率向上対策等)、目標年次及び年次毎の計画(赤字の削減予定額・削減予定率)を内容とする赤字削減・解消計画を定める。
- ・ 赤字削減・解消計画の策定後、毎年度決算後に実施状況報告書を作成し、9月末日までに厚生労働省(各地方厚生(支)局)へ報告する。

12

国民健康保険に関する改革工程表2019の記載 (2018からの主な変更点)

保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等

<2020年度の取組>

- 保険者努力支援制度については、2021年度以降も加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブを一層活用するとともに、「見える化」を促進する観点から市町村ごとの点数獲得状況を指標ごとに公表する。

<KPI>

- ・ レセプトの請求情報を活用し、被保険者の全体像を把握した上で、特定健診未受診者層や未治療者、治療中断者、治療中の者から事業対象者を抽出している自治体数【増加】
- ・ アウトカム指標を用いて事業評価を実施している自治体数【増加】

国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等)

<2020年度の取組>

- 法定外繰入等の解消期限や公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた計画の策定・実行を推進する。
国保都道府県単位化後の法定外繰入等の状況を踏まえつつ、法定外繰入等を解消する観点から、法定外繰入等が生じる要因の分析を市町村単位で行い法定外繰入等の額と併せて公表するとともに、地方団体等と協議し、その結果に基づき、より実効性のある更なる措置。
- 都道府県内保険料水準の統一に向けて、納付金等算定ガイドラインにおける見直しを行うとともに、戦略的な情報発信などにより、公費活用を含めた法定外繰入等の解消など統一に向けて取り組む都道府県の先進・優良事例の横展開を図る。

<KPI>

- ・ 法定外繰入等の解消に向けた計画において、解消年度と公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段を明記した市町村の割合【2020年度までに100%】
- ・ 法定外繰入等を行っている市町村数【2023年度までに200市町村】

13

国民健康保険に関する改革工程表2019の記載 (2018からの主な変更点)

国保の普通調整交付金について見直しを検討

<2020年度の取組>

- 骨太2020の取りまとめに向けて、普通調整交付金の配分について、所得調整機能の観点や、加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準とする観点から、引き続き地方団体等と議論を継続。

※ 2018から変更なし

国の主導的な支援の下での情報システム等の標準化の推進(次世代型行政サービス 改革工程表)

<2020年度の取組>

- 国民健康保険に係る業務支援システムは、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに機能改善を図って効果をより高めるほか、導入後の課題を把握し、効率的な業務プロセスやシステム設計に見直すことにより、導入自治体を広げるための改善策を検討する。

3. 保険者努力支援制度の抜本的な強化について

保険者努力支援制度の抜本的な強化

人生100年時代を見据え、保険者努力支援制度を抜本的に強化し、新規500億円(総額550億円)により予防・健康づくりを強力に推進

事業スキーム(右図)

新規500億円について、保険者努力支援制度の中に

① 「事業費」として交付する部分を設け(200億円。現行の国保ヘルスアップ事業を統合し事業総額は250億円)、

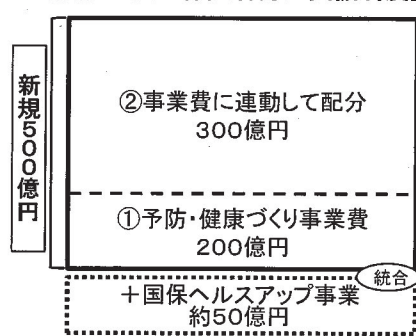
※ 政令改正を行い用途を事業費に制限

② 「事業費に連動」して配分する部分(300億円)と合わせて交付

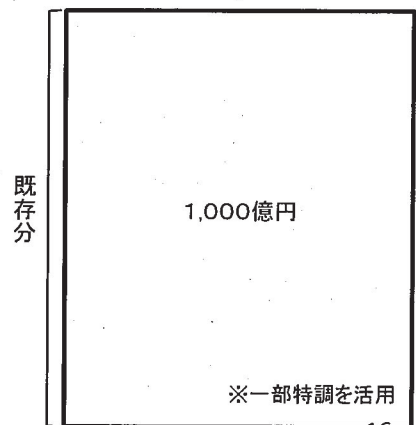
※ 既存の予防・健康づくりに関する評価指標に加え、①の予防・健康づくり事業を拡大する等により、高い点数が獲得できるような評価指標を設定し配分

⇒ ①と②と相まって、自治体における予防・健康づくりを抜本的に後押し(「予防・健康づくり支援交付金」)

【見直し後の保険者努力支援制度】



+



事業内容

【都道府県による基盤整備事業】(135億円)

- 国保ヘルスアップ支援事業の拡充(上限額引上げ)
- ◎ 人材の確保・育成
- ◎ データ活用の強化

【市町村事業】(115億円)

- 国保ヘルスアップ事業の拡充(上限額引上げ)
- ◎ 効果的なモデル事業の実施(※都道府県も実施可)

※ ◎は新たに設ける重点事業

予防・健康づくり支援交付金の交付について

新規500億円について、保険者努力支援制度の中に、「事業費」として交付する部分を設け、「事業費に連動」して配分する部分と合わせて交付することにより、自治体における予防・健康づくりを抜本的に後押し(「予防・健康づくり支援交付金」)

事業費部分(200億円※)

都道府県の事業計画(市町村事業を含む)に対して、事業費を交付

※ 現行の国保ヘルスアップ事業を統合し事業総額は250億円

事業費連動部分(300億円)

予防・健康づくりに関する評価指標を用いて、各都道府県に交付金を配分

【交付金のプロセス】

(当年度)

① 市町村は、市町村事業計画を作成し、都道府県に提出

② 都道府県は、市町村事業計画を踏まえた都道府県事業計画を作成し、国に交付申請

③ 国は、都道府県事業計画の内容を審査の上、交付決定し、都道府県に事業費を交付

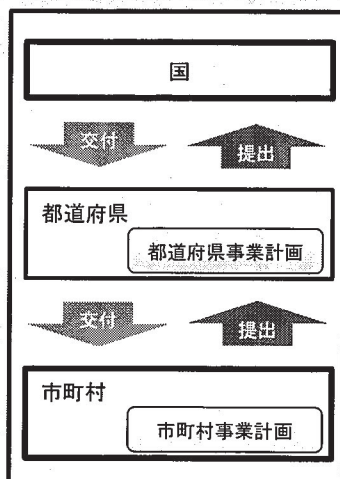
④ 都道府県は、市町村に対し、市町村事業に係る事業費を交付

⑤ 都道府県、市町村において事業を実施

(翌年度)

⑥ 実績報告、国庫返還

<計画提出・交付の流れ>



【交付金の配分方法】

○ 都道府県ごとに、以下の評価指標に基づいて採点

- ① 予防・健康づくりに関する評価 【150億円】
- ② 「重点事業」の取組状況 【100億円】
- ③ 「重点事業」の事業評価 【50億円】

○ 上記の①～③について、それぞれ、都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」＝「総得点」を算出し、総得点で予算額を按分して配分 ※保険者努力支援交付金と同様

【交付金のプロセス】

(前年度)

① 国において、評価指標を決定・提示

(当年度)

② (都道府県事業計画を踏まえつつ) 評価指標に基づいて採点

③ 国は、採点結果に基づいて交付決定し、都道府県に交付金を交付

④ 都道府県は、当年度の保険給付費に充当する形で予算執行
⇒ 結果として生じる剰余金については、翌年度以降の調整財源として活用

都道府県 国保ヘルスアップ支援事業

【交付対象】

- 都道府県が、管内市町村国保における保健事業を支援するため、効率的・効果的に実施する事業
 - ⇒ 都道府県が実施する市町村への支援の充実・促進を図るため、都道府県国保ヘルスアップ支援事業の交付上限額を拡充する。中小規模の市町村を中心に、人材不足や、データを活用した事業の企画・立案のノウハウ不足といった課題があることから、人材の確保・育成事業、データ活用を目的として実施する事業、市町村と協働で実施するモデル事業を【重点事業】と位置づける。

【交付要件】

- 事業ごとの実施計画(単年又は複数年)の策定
- 事業ごとの評価指標(ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標)・評価方法の設定

(事業分類及び事業例)

A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

- ・ 都道府県レベルの連携体制構築
- ・ 保健事業の対象者抽出ツールの開発
- ・ 市町村保健事業の効率化に向けたインフラ整備
- ・ 人材育成

B. 市町村の現状把握・分析

- ・ KDBと他のDBを合わせた分析

C. 都道府県が実施する保健事業

- ・ 保健所を活用した取組
- ・ 予防・健康づくりの周知・啓発

- ※1 国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業に相当する科目により実施する事業に充当
- ※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意
- ※3 委託可

D.【重点】人材の確保・育成事業

- ・ かかりつけ医師等に対する研修
- ・ 医療機関に勤務する糖尿病療養指導士等の活用
- ・ 重症化予防アドバイザーの派遣
- ・ 在宅保健師等会や栄養士会等との連携
- ・ 保健事業に係るデータ分析に関する専門的研修

E.【重点】データ活用を目的として実施する事業

- ・ 医療・健康情報データベースの構築
- ・ 一体的実施や地域職域連携に資する現状把握・分析
- ・ データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析
- ・ 保健事業の対象者抽出及び追跡ツールの開発
- ・ ICTを活用した特定健診・保健指導の基盤整備
- ・ 予防・健康づくりに資するシステムの構築

F.【重点】モデル事業

- ・ モデル市町村を指定し、協働で実施する先進的な保健事業(医療費分析+研修・先進的保健指導・重症化予防・フレイル対策・重複多剤投与者に対する保健事業・若年者の生活習慣病予防対策・企業と連携した健康教育等)
- ※ 都道府県が市町村分を含めて費用を負担する場合は全額を交付。都道府県と市町村がそれぞれ費用を負担する場合は都道府県の負担部分に対して交付

【交付限度額】(補助率10/10)

被保険者数	25万人未満	25～50万人未満	50～75万人未満	75～100万人未満	100万人以上
基準額	15,000万円	17,500万円	20,000万円	22,500万円	25,000万円

※ 民間事業者への委託やシステム構築等への対応が可能となるよう、交付限度額を大幅に拡充

18

市町村 国保ヘルスアップ事業

国保ヘルスアップ事業(A)

【申請要件】

- 右記の事業①～③を実施すること。ただし、事業①のうち、少なくとも1つの事業を実施すること。
- 年度内に事業を完了すること。

【交付限度額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
限度額	600万円	900万円	1,200万円	1,800万円

※ あらかじめ事業区分ごとにストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標及びアウトカム指標のうち定量的な3つ以上の指標の設定がない場合は6割、2つ以上の指標の設定がない場合には5割を限度とする。

国保ヘルスアップ事業(B)

【申請要件】

- 国保ヘルスアップ事業(A)の要件を満たし、さらに下記の要件を満たしていること。
- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的なデータヘルス計画を策定していること。
 - ※ データヘルス計画は、被保険者の医療情報や健診情報等のデータを分析するKDB等を活用し、策定すること。
- 国保連合会の支援・評価委員会を活用すること。
 - ※ 支援・評価委員会の活用状況(支援決定通知等)、活用内容が分かるものを添付すること。

【交付限度額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
限度額	900万円	1,350万円	1,800万円	2,700万円

国保ヘルスアップ事業(C)

【申請要件】

- 国保ヘルスアップ事業(B)の要件を満たし、さらに「効果的なモデル事業」(右記の事業④)を実施していること。

【交付限度額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
限度額	1,350万円	2,025万円	2,700万円	4,050万円

事業内容

①【重点】国が特に推進する生活習慣病予防対策

- ※a)～f)までは必須事業とし、1事業は実施する
- a) 特定健診未受診者対策
- b) 特定保健指導未利用者対策
- c) 受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨
- d) 特定健診継続受診対策
- e) 早期介入保健指導事業
- f) 特定健診40歳前勧奨

※必須事業

②【重点】生活習慣病重症化予防対策

- g) 生活習慣病重症化予防における保健指導
- h) 糖尿病性腎症重症化予防

③ 国保一般事業

- i) 健康教育
- j) 健康相談
- k) 保健指導 ①重複・頻回受診者 ②重複・多剤服薬者 ③禁煙支援 ④その他保健指導
- l) 歯科にかかる保健事業
- m) 地域包括ケアシステムを推進する取組
- n) 健康づくりを推進する地域活動等
- o) 保険者独自の取組

④【重点】効果的なモデル事業

- p) 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業

※ 都道府県国保ヘルスアップ支援事業の事業F【重点】(モデル事業)に記載された事業例を参照

※ 都道府県と協働で実施しない場合であっても、都道府県の指定を受けた場合は申請可(複数の市町村が協働で実施する場合など)

※ 都道府県と市町村がそれぞれ費用を負担する場合は市町村の負担部分に対して交付

19

予防・健康づくり支援交付金 事業費連動分に係る評価指標(イメージ)

- 事業費連動分については、都道府県ごとに、以下の評価指標に基づいて採点を実施
- ① 予防・健康づくりに関する評価
 - ② 「重点事業」の取組状況
 - ③ 「重点事業」の事業評価
- 左記①～③について、それぞれ都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」＝「総得点」を算出し、総得点で予算額を按分して配分

①《予防・健康づくりに関する評価》 150億円

(都道府県)

1) 予防・健康づくりに関する評価指標の合計獲得点数を加点

(保険者努力支援交付金(都道府県分)の評価指標(※)のうち、指標①(i)特定健診受診率・特定保健指導実施率、(ii)糖尿病等の重症化予防の取組、(iii)個人インセンティブの提供、指標②重症化予防のマクロ的評価、指標③(i)重症化予防の取組等) ※当年度の評価指標(前年に採点済)を使用

(市町村)

1) 市町村共通指標②(1)がん検診受診率において5点以上を獲得している市町村の割合に応じて0点～20点を加点

2) 市町村共通指標②(2)歯科健診受診率において23点以上を獲得している市町村の割合に応じて0点～20点を加点

②《「重点事業」の取組状況》 100億円

(都道府県)

- 1) 事業A～Cを1つ以上実施している場合 ……4点
- 2) 事業D【重点】(人材の確保・育成)を実施している場合 ……8点
- 3) 事業E【重点】(データ活用)を実施している場合 ……8点
- 4) 事業F【重点】(モデル事業)を実施している場合 ……10点

(市町村) 要件を満たす管内市町村の割合に応じて加点

- 1) 事業①【重点】(生活習慣病予防)を実施する管内市町村の割合が9割を超えている場合 ……6点
- 2) 事業①【重点】(生活習慣病予防)を2つ以上実施する管内市町村の割合が4割を超えている場合 ……6点
- 3) 事業②【重点】(重症化予防)を実施する管内市町村の割合が7割を超えている場合 ……9点
- 4) 事業④【重点】(モデル事業)を実施 又は 都道府県国保ヘルスアップ支援事業の事業F【重点】(モデル事業)に参画している管内市町村の割合が3割を超えている場合 ……9点

※ データヘルス計画に基づく保健事業の実施、個別保健事業に係るアウトカム指標の設定が前提

③《「重点事業」の事業評価》 50億円

(都道府県)

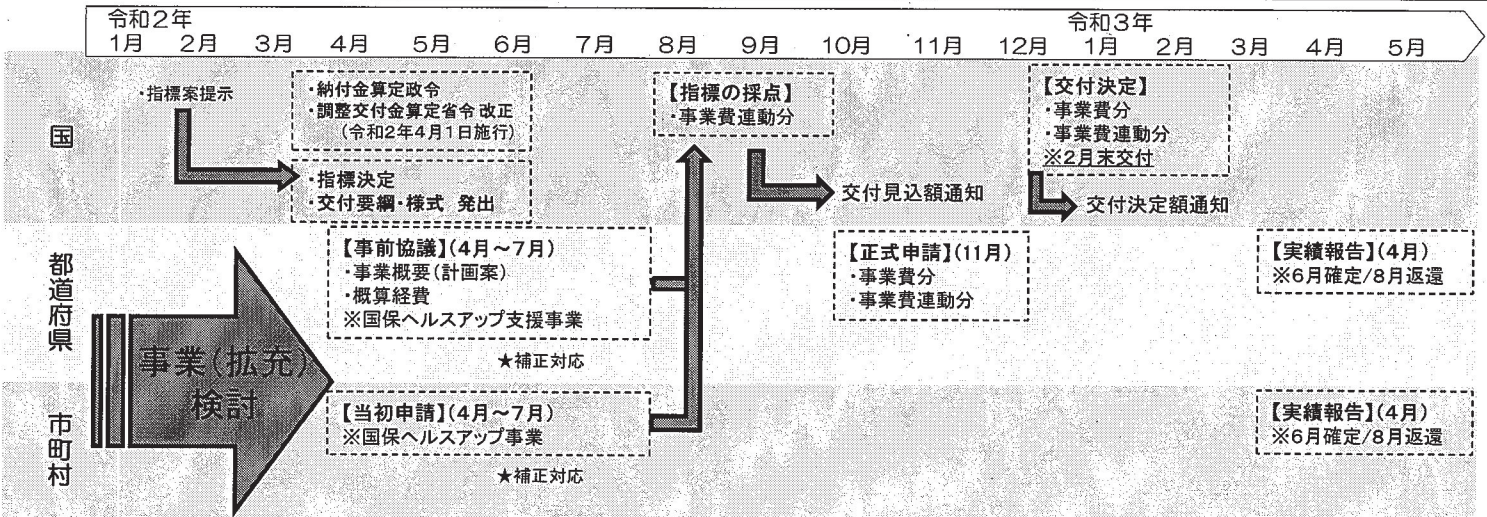
- 1) 管内市町村が下記1)～5)を満たせるよう、支援を実施している場合 ……7点
- 2) 下記1)～5)を全て満たす管内市町村の割合が3割を超えている場合 ……8点

(市町村) 重点事業を実施する全ての市町村が要件を満たす場合に加点

- 1) データヘルス計画で設定した目標に応じて、各事業のPDCAサイクルを回しつつ、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせるなど総合的に事業を展開している場合 ……3点
- 2) 1)について関係者と連携し評価を実施している場合 ……3点
- 3) 事業ごとにアウトカム評価を実施している場合 ……3点
- 4) 性・年齢別等の視点に加え、地域ごとの分析を実施している場合 ……3点
- 5) 事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の評価を受け、事業に反映している場合 ……3点

※ データヘルス計画に基づく保健事業の実施、個別保健事業に係るアウトカム指標の設定が前提

予防・健康づくり支援交付金の交付スケジュール(令和2年度)



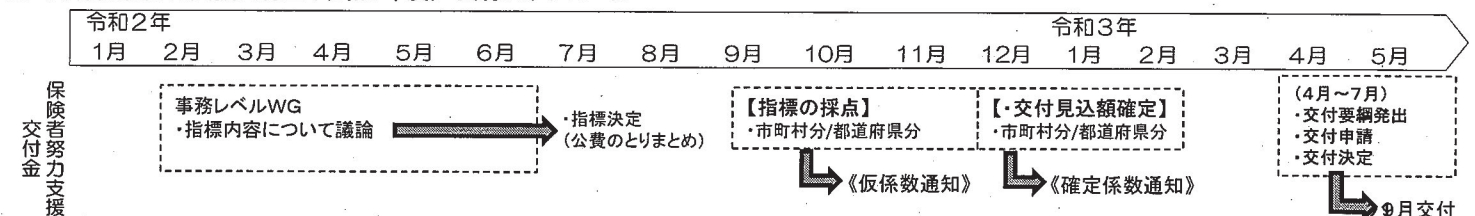
(予防・健康づくり事業費分)

・ 国は都道府県に対して市町村分を含めた事業費を交付。都道府県は特別交付金として市町村に交付。

(事業費連動分)

・ 国は都道府県に交付金を交付。交付見込額については、令和2年度の財政運営や令和3年度以降の納付金算定の参考となるよう、令和3年度納付金に係る仮係数通知までに交付見込額を通知する予定。

《参考》保険者努力支援交付金(令和3年度) 交付スケジュール



「予防・健康づくり支援交付金」参考資料

(※ 今後、順次追加・充実予定)

市町村国保ヘルスアップ事業

事業①国が特に推進する生活習慣病予防対策
a)、d)、f) 関連

都道府県国保ヘルスアップ支援事業

事業D. 人材の確保・育成事業
医療機関に勤務する糖尿病療養指導士等の活用(佐賀県)

事業E. データ活用を目的として実施する事業
一体的実施や地域職域連携に資する現状把握・分析(沖縄県)

事業F. モデル事業
(1) 重複多剤投与者に対する保健事業(千葉県旭市)
(2) 保健・医療・介護のデータを連結した分析(大分県)

22

40歳・50歳代に対する特定健診について

○ 市町村国保の特定健診受診率は、他の保険者に比べ相当程度低い状況。また、特に40歳・50歳代での受診率が低い。
※ 経済財政諮問会議において、40歳・50歳代の受診率向上のため、保険者努力支援制度の評価指標に加えるべきとの意見あり。
40歳・50歳代が市町村国保の被保険者のボリュームゾーンではない中で、現在は市町村国保全体での底上げが重要であることや、保険者努力支援制度の評価指標を抜本的に見直したところであることなどから、これについては見送ったところ。
⇒ ライフサイクルの中で、できる限り早期に生活習慣を整えていただくため、若年層特有の課題に留意しつつ、受診率向上策を図ることが重要。
なお、特定健診データに基づき経年的に保健指導をしていく観点からも、こうした層への対応を図ることは重要。
【未受診の理由】 一般的に言われている未受診の理由としては、40歳代では、「忘れていた」「時間がない」「健康である」「自治体からの情報不足」を挙げる声が多い。
⇒ ナッジ理論も活用しつつ情報をきちんと対象者に届けることや休日夜間の対応などの検討も重要

【表1：特定健診受診率(保険者種類別)】 ⇒市町村国保は、受診率も伸び率も相当程度低い

	総数	市町村国保	国保組合	協会けんぽ	健保組合	共済組合
2017年度	53.1%	37.2%	48.7%	49.3%	77.3%	77.9%
2008年度	38.9%	30.9%	31.8%	30.1%	59.5%	59.9%

【表2：2017年度特定健診受診率(年齢階層別)】 ※速報値。未公表につき取扱注意。
⇒40歳代が特に低く、2割程度の受診率

	全体	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-74歳
全体	53.1%	58.2%	58.2%	46.7%	43.9%
市町村国保	37.2%	20.5%	26.4%	40.6%	45.4%

(参考)新経済・財政再生計画/改革工程表2019における記述

【取組事項】
40～50歳代の特定健診・がん健診受診率の向けて、(中略)がん検診と特定健診の一体的実施等によるアクセシビリティの向上、40歳時をターゲットとした効果的な受診勧奨などナッジの活用、40歳時の健診・健診の無料・低額化等(中略)について総合的に取り組む。

【2020年度】
国保において、40～50歳代が特定健診を受診しやすくなるよう、休日夜間の健診実施や40歳未満からの健診実施等の横展開を図る。

【考えられる取組】

- まずは地域診断を実施。自治体特性や地域ごとの状況の相違、性別、年齢階層別の状況も確認し、ターゲット層を十分判断。
※ なお、40歳前(就業時や40歳直前も効果があると考えられる)への受診勧奨は、新たな「予防・健康づくり交付金」における必須事業の一つとしており、また、年齢別・地域ごとの分析は、同交付金における加点項目としている。
- ナッジ理論の活用を含め受診率向上施策ハンドブックや他の自治体の取組を参考に効果的な手法を改めて確認。
- 受診勧奨方法の工夫(通知内容と通知タイミングの見直し(40歳到達時に「特定健診が始まること」を特にPR、ターゲットを絞った電話勧奨やショートメール等を活用した勧奨等)。
- 「就労層」への対応の検討(休日夜間の実施や健診場所の拡大、特定健診とがん検診の同時実施等)。
- 医師会、医療機関や自治会等地区組織と連携した取組の拡充の検討 等

※ 2020年度の保険者努力支援制度において、特定健診について、配点の引上げ、マイナス点の導入、市町村規模別指標の導入、継続的な取組の評価を行うなどメリハリの強化が図られている点に留意。個人へのインセンティブ付与についても、メリハリの強化が行われている。(なお、個人へのインセンティブについては、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000124579.html> を参照)

※ 受診率向上施策ハンドブック <https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000500407.pdf>

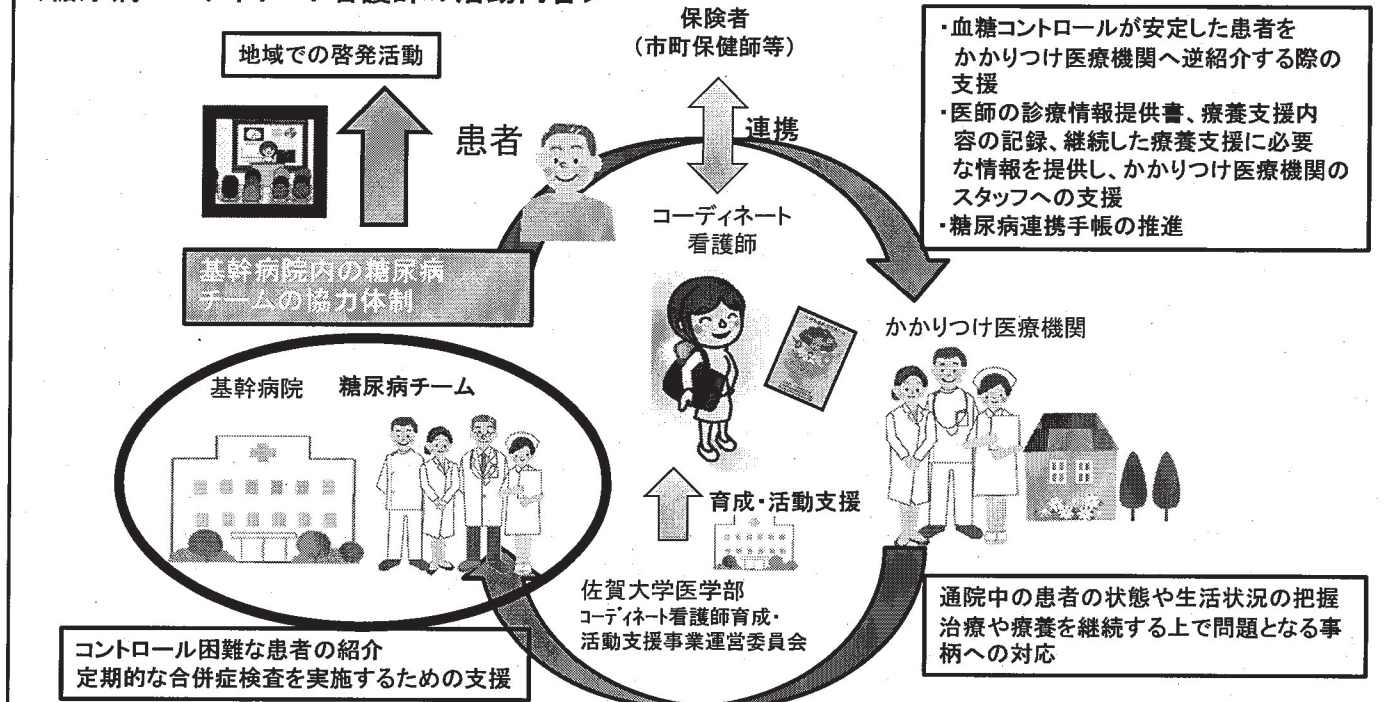
23

佐賀県における糖尿病コーディネート看護師の育成・活動支援

＜事業概要＞

糖尿病患者の合併症発症・進展予防、糖尿病医療に携わる医療スタッフの活動拡大、県内の糖尿病医療水準の向上を目的として、基幹病院に勤務する糖尿病療養指導士(CDEJ, CDEL)に教育を行い、佐賀県知事と佐賀大学学長が認定する。

＜糖尿病コーディネート看護師の活動内容＞



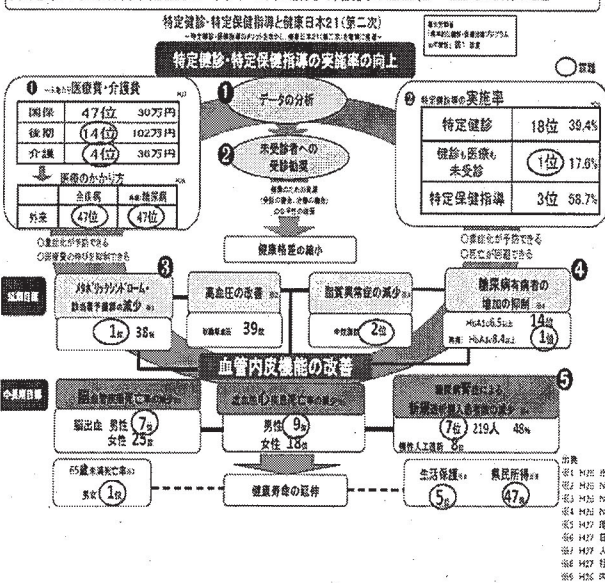
沖縄県保険者協議会における保険者横断的な予防・健康づくり等の取組み ～医療費の調査分析等～

○ 沖縄県保険者協議会では関係機関の連携により各種データを利活用し、保険者横断的に健康課題に関する調査分析を行い、保険者の具体的な保健事業の取組につなげている。

① 全国との比較及び県内保険者間の比較から保険者横断的に健康課題の把握及び共有を図る

- ・全国からみた沖縄県の位置から健康課題の把握及び共有を図る。
- ・県内保険者毎のデータを表にして健康課題の把握及び共有を図る。(アセスメント表の作成)

沖縄県の社会保障健全化に向けて、医療費・介護費の適正化 ～全国からみた沖縄県の位置～



② 被保険者個人に着目して保険者横断的に健康課題の把握及び共有を図る

- ・被用者保険→国保→後期と、保険者横断的に個人履歴の分析を行い、透析予防のための全保険者の役割を共有している。

透析予防のための全保険者の役割

医療保険	被用者保険				国保		後期
	61歳	65歳	68歳	74歳	78歳		
CKD重症化分類							
年齢							
検査項目							
健診	?	健診受診	健診未受診	透析開始			
検査項目							
eGFR							
医療 (レセプト)	45歳 右脳出血後遺症	46歳 高血圧性脳血管障害	58歳 糖尿病性腎臓病	64歳 胃がん 肺動脈硬化	虚血性心疾患	心臓性脳梗塞	心臓性脳梗塞

③ 被用者保険の特定健診結果、KDBシステム等を活用して被保険者の健康課題等のデータ分析を実施

- ・被用者保険の特定健診結果より被保険者の実態把握
- ・過去5年間の受療状況より、糖尿病治療中断者を抽出する等データ分析 (KDB活用)
- ・レセプトと健診データの突合により、県内被保険者の状況の把握及び重症化予防対象者の抽出を行う。(KDB活用)

健診一覧 血圧の高い順 (男性)

No	年代	血圧		尿蛋白	尿酸値	脂質代謝	内臓脂肪	脂質代謝
		収縮期	拡張期					
1	40	242	140	---	108	158	214	92
2	40	240	120	---	---	---	---	---
3	50	227	145	---	90	128	82	88.5
4	40	225	116	---	93	196	174	85
5	50	224	100	---	125	115	56	79.5
6	40	220	128	---	130	170	114	112

取組の概要

○ 千葉県旭市では、H29年度から県の補助事業を活用し、地区薬剤師会と連携した重複服薬に関する取組を実施。

(1) 対象者の抽出・選定

- ・ 国保連合会から提供された重複多受診該当者リストを基に、市担当部署で同一月に2カ所以上の医療機関から同一薬効の薬剤を投与されている患者を抽出（H29年度延105名※内服薬、H30年度延441名※内服薬・外用薬）
⇒ 上記のうち、地区薬剤師会の薬剤師による助言とレセプト情報等を参考に患者を選定（H29年度7名、H30年度4名）

(2) 対象者へのアプローチ

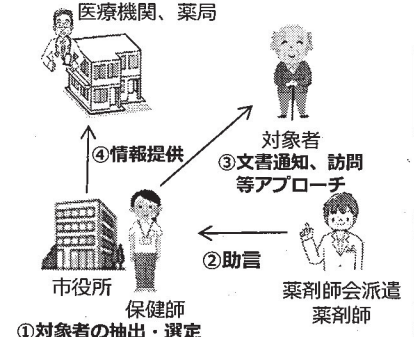
- ・ 対象者に対して、文書通知、電話、訪問等によりアプローチを行う。
対象者のうち、薬剤師と話し合い、健康被害のリスクが高い者等は訪問指導としている。
- ・ 訪問指導は、H29年度は薬剤師と保健師、H30年度は保健師のみで訪問指導を実施している。

(3) 医療機関、薬局への情報提供

- ・ 患者氏名、生年月日、住所、重複服薬の可能性のある薬品について情報提供を行っている。

(4) 事後評価（実施月から3～5ヶ月後）

- ・ 重複多受診該当者リストやレセプトを用いて、対象者の改善状況を確認している。



取組の成果

- 薬剤師から助言を得ることで、薬効を考慮した対象者の選定を行うことができた。また、ハイリスク者に対する訪問指導をより具体的にを行うことができるようになり、保健師のスキルアップにもつながった。
- 重複服薬の取組をきっかけに、薬剤師会とのつながりができ、がん検診や特定健診などの啓発活動の協力を得られるようになった。
- 今後は地区医師会とも連携した事業実施を検討していく。

大分県におけるデータヘルス推進
～健康寿命延伸と医療費適正化に向けて～

（資料：大分県 福祉保健部 国保医療課）

現状

- 県民医療費が増加
▼ 11年間で1.2倍、734億円増（H17:3,822億円 → H28:4,556億円）
 - 特に75歳以上の一人当たり医療費が高い
▼ 県平均の2.61倍（県平均:393千円、75歳以上平均:1,027千円）
- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年に向けて
県民医療費は引き続き上昇することが予想されている。
- 医療費の3割は糖尿病性腎症などの生活習慣病が占める
▼ 重症化による人工透析では年間約500万円の医療費が必要
（国保の場合：国 92万円、県 95万円、保険料 69万円、被用者保険支援金等126万円）

課題

すべての保険者が平成27年度から「データヘルス計画」に基づいた取組を実施中だが、

- 1 働き盛りから後期高齢者に至るまでの生涯にわたる分析ができていない
- 2 国民健康保険、協会けんぽ、後期高齢者医療など各保険者のデータを連結した県全体・地域ごとの健康課題が明確でない
- 3 重複・多剤服薬の弊害（飲み合わせ、飲み残し）や、後発（ジェネリック）医薬品の効能について県民への周知が十分ではない

データヘルス推進によるさらなる取組が必要

※データヘルスとは、保険者が健診・レセプトデータ等の分析により健康課題を可視化し、保健事業を効果的・効率的に実施すること

保健・医療・介護データを連結・分析し、さらに効果的なデータヘルスを実施

- ・ 平成30年度からデータを連結した分析を先行的に実施
- ・ 平成30年度：全県における医療費分析と、県内の集合研修及びモデル4自治体の医療費分析に係る市町村支援を実施
→ 2019.2月に実践報告会 → 令和元年度にモデル実践を希望した新たな4市の取組へと発展



保健・医療・介護のデータを連結した分析

- 市町村が個別に管理している国保の特定健診・医療レセプト・要介護認定のデータを連結して、AI等で分析（H30～）
 - 特定健診の受診状況と、生活習慣病や医療費との関係
 - 国保で高額な医療費となっている過去の治療状況
- 分析結果
- ・ 特定健診未受診者は、発症・重症後に医療機関を受診しており、受診者に比べて医療費が高い。
 - ・ 就業中（社保）から疾病を発症し、退職後国保に加入した時点ですでに重症化している。
- 上記データに加え、介護レセプトデータ、後期高齢者、協会けんぽのデータも連結（H31～）
 - 医療レセプトによる重複・多剤服薬状況の分析（H31～）

モデル自治体の取組イメージ

